

第 5 次犯罪被害者等基本計画（案）

目次

I	第 5 次基本計画の策定方針及び計画期間	1
1	第 5 次基本計画の策定方針	1
2	計画期間	1
II	基本方針	2
III	重点課題及び具体的施策	4
重点課題第 1	損害回復・経済的支援等への取組	4
第 1	現状認識と具体的施策の方向性	4
1	現状認識	4
2	具体的施策の方向性	5
第 2	具体的施策	12
1	犯罪被害者等の損害回復に関する施策	12
2	犯罪被害者等への経済的支援等に関する施策	15
重点課題第 2	精神的・身体的被害の回復・防止への取組	23
第 1	現状認識と具体的施策の方向性	23
1	現状認識	23
2	具体的施策の方向性	24
第 2	具体的施策	25
1	精神的・身体的被害からの回復に関する施策	25
2	更なる精神的被害（二次的被害）の防止に関する施策	29
3	再被害の防止等の安全確保に関する施策	33
重点課題第 3	刑事手続等への関与拡充への取組	38
第 1	現状認識と具体的施策の方向性	38
1	現状認識	38
2	具体的施策の方向性	39
第 2	具体的施策	44
1	捜査、公判等の段階における関与等に関する施策	44
2	加害者の処遇段階における関与等に関する施策	50
重点課題第 4	支援等のための体制整備への取組	53
第 1	現状認識と具体的施策の方向性	53

1	1	現状認識	53
2	2	具体的施策の方向性	54
3	第2	具体的施策	56
4	1	各関係機関・団体における体制の充実に関する施策	56
5	2	関係機関・団体の連携及び支援等の情報提供に関する施策	65
6	3	民間団体による活動への援助に関する施策	70
7	4	人材育成及び調査研究に関する施策	72
8		重点課題第5 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組	79
9	第1	現状認識と具体的施策の方向性	79
10	1	現状認識	79
11	2	具体的施策の方向性	80
12	第2	具体的施策	81
13	1	学校をはじめとする教育活動の推進に関する施策	81
14	2	国民に向けた広報啓発に関する施策	82
15	IV	推進体制	87
16			

I 第5次基本計画の策定方針及び計画期間

1 第5次基本計画の策定方針

「第5次犯罪被害者等基本計画」（以下「第5次基本計画」という。）の策定に当たっては、犯罪被害者等やその支援に携わる者をはじめ、広く国民から「第4次犯罪被害者等基本計画」（令和3年3月30日閣議決定。以下「第4次基本計画」という。）の見直しに関する意見・要望を募集するとともに、犯罪被害者団体、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体等から個別に意見・要望を聴取したところ、95名・60団体から合計で約400項目の意見・要望が寄せられた。そして、当該意見・要望を踏まえ、第5次基本計画の策定に向けて重点的に検討すべき論点を抽出し、第4次基本計画に盛り込まれている施策の一層の充実も含め、第5次基本計画に盛り込むべき施策について議論を重ねた。

なお、第5次基本計画における「犯罪被害者等」とは、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号。以下「基本法」という。）第2条第2項に規定する定義のとおり、犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいい、加害者の別、害を被ることとなった犯罪等の種別、故意犯・過失犯の別、事件の起訴・不起訴及び解決・未解決の別、犯罪被害者等の国籍の別、犯罪等の被害を受けた場所等による限定は一切付されていない。当然ながら、個々の施策の対象となる者については、施策ごとに適切に設定されるべきものである。

2 計画期間

第5次基本計画に盛り込まれた施策については、その進捗状況、犯罪被害者等を取り巻く環境の変化等を踏まえ、一定の期間で適切に見直しを行う必要があることから、計画期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5か年とする。

Ⅱ 基本方針

第5次基本計画においても、犯罪被害者等基本計画（平成17年12月27日閣議決定。以下「第1次基本計画」という。）から第4次基本計画までと同様、基本法第3条の基本理念等を踏まえ、犯罪被害者等が直面している困難な状況を打開し、その権利利益の保護を図るという目的を達成するため、個々の施策の策定・実施に関し、次の4つの基本方針を定めることとする。

〔4つの基本方針〕

① 尊厳にふさわしい処遇を権利として保障すること

基本法第3条第1項は、「すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。」と規定している。

犯罪被害者等は我々の隣人である。また、社会に生きる誰もが犯罪等の被害に遭い、犯罪被害者等になり得る立場にある。したがって、犯罪被害者等のための施策は、例外的な存在としての犯罪被害者等に対する一方的な恩恵的措置ではなく、社会のかけがえのない一員として当然に保障されるべき犯罪被害者等の権利利益の保護を図るためのものであり、犯罪被害者等が、その尊厳が尊重され、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有していることを視点に据え実施されなければならない。

② 個々の事情に応じて適切に行われること

基本法第3条第2項は、「犯罪被害者等のための施策は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に講ぜられるものとする。」と規定している。

犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が直面している困難な状況を打開し、その権利利益の保護を図るために実施されるものであることから、犯罪被害者等の具体的事情を正確に把握し、その変化にも十分留意しながら、個々の事情に応じて適切に実施されなければならない。

また、自ら被害を訴えることが困難なため被害が潜在化しやすい犯罪被害者等や、自己が直接の犯罪被害者ではないものの、兄弟姉妹が被害に遭ったこと等により心身に悪影響を受けるおそれがあるこども等のニーズを正確に把握し、適切に実施されなければならない。

③ 途切れることなく行われること

基本法第3条第3項は、「犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるよう、講ぜられ

るものとする。」と規定している。

犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が現に直面する困難な状況を打開することに加え、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるようになることを見据えて実施されるべきであり、そのためには、犯罪被害者等支援を目的とした制度以外の制度や民間の取組等も十分活用し、犯罪被害者等の生活再建を支援するという中長期的な視点が必要である。その上で、犯罪被害者等のための施策は、全ての犯罪被害者等が必要な時に必要な場所で適切に支援を受けることができるよう、途切れることなく実施されなければならない。

④ 国民の総意を形成しながら展開されること

基本法第6条は、「国民は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに、国及び地方公共団体が実施する犯罪被害者等のための施策に協力するよう努めなければならない。」と規定している。

犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が、その名誉又は生活の平穏を害されることなく共に地域で生きていくことができるようにするため、犯罪被害者等のための施策に協力するという国民の総意を形成する観点から、国民の信頼が損なわれることのないよう適切に実施されなければならない。

Ⅲ 重点課題及び具体的施策

重点課題第１ 損害回復・経済的支援等への取組

第１ 現状認識と具体的施策の方向性

１ 現状認識

犯罪被害者等は、犯罪等により、生命を奪われ、家族を失い、傷害を負われ、財産を奪われるといった様々な被害を受けるほか、高額な医療費の負担や収入の途絶等により経済的に困窮することが少なくない。また、自宅が事件現場となった、加害者から逃れる必要があるなどの理由から住居を移す必要が生じることがあるほか、犯罪等による被害そのものによる影響がある、犯罪等による被害に伴う負担についての雇用主の理解がない、職場でのいづらさを感じてしまうなどの理由から雇用関係の維持に困難を来すことも少なくない。

もとより、犯罪等により生じた損害について、第一義的責任を負うのは加害者である（基本法前文）が、加害者に支払う意思や資力がないなどの理由から加害者の損害賠償責任が果たされず、被害の回復につながらないことがあるほか、加害者への賠償の請求等に当たって心理面を含む様々な負担もあるとの指摘が、犯罪被害者等からなされている。また、犯罪被害者等は、再び平穏な生活を営むため（基本法第３条第３項）に、金銭も含めた様々な早期の支援等が必要な状況にある。

上記のような状況に対しては、犯罪被害給付制度が創設され、基本法の成立後の４次にわたる犯罪被害者等基本計画（以下「基本計画」という。）等に基づき、同制度の拡充、日本司法支援センター（法テラス）による法的支援の充実、刑の執行段階等と保護観察における犯罪被害者等への謝罪や被害弁償を履行するための加害者に対する指導等、様々な施策が講じられてきたが、犯罪被害者等からは、今なお困難な状況が解消されていないことやその解消のために講じるべき施策について、様々な要望・意見が寄せられている。

このような中、第５次基本計画における取組を検討するに当たり、第１次基本計画以降の施策の考え方を振り返ると、次の２つのアプローチにより施策が講じられてきたところである。

１つ目は、犯罪等により生じた損害について第一義的責任を負うのは加害者であることから、まずは、加害者による損害賠償の履行を確保・促進し、犯罪被害者等の損害回復を図るために、犯罪被害者等が民事上の損害賠償

1 請求等を行うに当たっての負担を軽減するとともに、加害者に対して、損害
2 賠償の履行を促していくことである。犯罪被害者等に対する支援への国民
3 の理解を得る上でも、第一義的責任を負う加害者による賠償をいかに履行
4 させるかという点を考えることは重要となる。

5 2つ目は、再び平穏な生活を営んでいく上で犯罪被害者等が直面する
6 様々な困難を解消していくため、国による犯罪被害者等給付金や地方公共
7 団体による見舞金等の支給、各種費用等の公費負担等の犯罪被害者等のた
8 めの支援制度や、犯罪被害者等であるか否かにかかわらず利用できる社会
9 保障等の制度を活用していくことである。第一義的責任を負うのは加害者
10 とはいえ、資力の乏しい加害者が多い現状を踏まえると、十分な被害回復の
11 ためには、これらの経済的支援等の取組は欠かすことができない¹。

12 損害回復・経済的支援等に関する犯罪被害者等のニーズは、個々の生活の
13 状況等に応じて多岐にわたる中、第1次基本計画の策定から第4次基本計
14 画までの約20年にわたる施策は、これら損害回復及び経済的支援の両面か
15 らアプローチを行い、犯罪被害者等のニーズを的確に把握・分析し、これに
16 対応し得るよう、既存の制度の運用を強化するとともに、新たな制度につい
17 ても検討を重ね、その導入及び見直しを進めてきた。

18 第5次基本計画においても同様の取組を進めるとともに、これまで講じ
19 られてきた施策や犯罪被害者等が利活用可能な様々な制度やサービスがあ
20 ることを踏まえて、改めて、損害回復や経済的支援等の観点から犯罪被害者
21 等が置かれた状況や支援についての実態を把握し、各施策を体系立ててい
22 く必要がある。

23 また、こうした取組を積み重ねることにより、犯罪被害者等から要望のある
24 制度等について、その必要性や射程がより明確になる。これまでも議論が
25 重ねられてきたいわゆる「立替払」等の容易に解決し難い制度的な課題に対
26 しても、前記の2つのアプローチによる施策を講じつつ、その状況や過去の
27 議論によって明らかとなった課題を踏まえながら、今度も検討を続けてい
28 く。

30 2 具体的施策の方向性

31 (1) 犯罪被害者等の損害回復

32 ア 犯罪被害者等の負担軽減

33 (7) 弁護士等による法的支援

¹ なお、これらの取組は、犯罪被害者等に実際に利活用されて初めて意味があることか
ら、支援の体制を整備・拡充することも必要となる（重点課題第4）。

1 犯罪被害者等が、加害者に対して損害賠償を請求するには、裁判手
2 続の追行等を行わなければならないが、法的知見が必要となるほか、
3 経済的・心理的・手続的負担がある。そのため、犯罪被害者等の相談
4 に応じ、必要な情報の提供等を行うことや損害賠償の請求について
5 の援助等を行うことが求められている。

6 この点、法テラスにおいては、法制度や適切な相談窓口に関する情
7 報の提供を行ってきたほか、民事法律扶助として、犯罪被害者等を含
8 む経済的に余裕のない方に対し、弁護士等による無料法律相談や、民
9 事裁判等手続に必要な弁護士費用等の立替え等の援助を行ってきた。
10 これらの取組に加え、令和8年からは、犯罪被害者等支援弁護士制度
11 が開始され、精神的・身体的被害や経済的困窮によって、刑事手続へ
12 の適切な関与や被害を回復・軽減する法的対応等を行うことができ
13 ない犯罪被害者等が早期の段階から弁護士による包括的かつ継続的
14 な援助を受けられることとなる。この新たな制度を円滑に運用する
15 ことを含め、引き続き、法テラスによる法的支援を適切に行う。

16 (イ) 損害賠償の履行確保に資する各種制度の活用等

17 損害賠償の履行確保のためには、債務名義を取得する必要がある。
18 この点、簡便な債務名義の取得の方法として、平成12年には、刑事
19 和解制度（犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に
20 付随する措置に関する法律（平成12年法律第75号）第19条）が、
21 平成20年には、刑事手続の成果を利用した損害賠償命令制度（同法
22 第24条）がそれぞれ施行された。

23 また、債務名義を取得するだけで、実際の損害賠償につながるわけ
24 ではない。この点、加害者を含めた債務者の財産を調査する方法とし
25 て、令和元年の民事執行法（昭和54年法律第4号）及び民法（明治
26 29年法律第89号）の改正（令和2年4月1日施行）により、債務者
27 以外の第三者からの情報取得手続（民事執行法第205条から第207条
28 まで）が新設されるとともに、財産開示手続が見直され（民事執行法
29 第197条及び第213条）、財産開示手続に加えて第三者からの情報取
30 得手続についても時効の完成猶予及び更新の効果が与えられること
31 となった（民法第148条第1項第4号及び第2項）。

32 このように、損害賠償の履行確保のための諸制度は着実に整備が
33 重ねられてきており、これは犯罪被害者等の損害賠償の履行確保に
34 も資するものである。そこで、まずは、支援を必要とする犯罪被害者
35 等がこれらの制度を利用できるよう、制度に関する情報提供を充実
36 させていく。

1 その上で、犯罪被害者等からは、犯罪被害を原因とする損害賠償請
2 求権についても、養育費と同様²に、履行確保に向けて実体法・手続
3 法上の特別な取扱いを求める要望があり、また、債権の時効期間の延
4 長・廃止についての要望も寄せられていることを踏まえつつ、具体的
5 施策に掲げたとおりの実施可能な取組から進めていく。

6 さらに、犯罪被害給付制度において、国はその給付額の限度におい
7 て犯罪被害者等が有する損害賠償請求権を取得することとされている
8 （犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する
9 法律（昭和 55 年法律第 36 号。以下「犯給法」という。）第 8 条第
10 2 項）。この点、国がその債権管理を適切に行うことはもとより、可
11 能な限り、犯罪被害者等にも配慮した取組を行うことが、結果として
12 犯罪被害者等の損害回復に資するものとなる。

13 また、交通事故³における保険金の支払は、損害賠償の支払と同様
14 の機能を有するところ、引き続き、その支払の適正化等を図る。

15 イ 加害者による損害賠償の履行の促進

16 被害について第一義的責任を負う加害者において、自発的にその責
17 任を履行していくことが求められる。

18 この点、下記(ア)及び(イ)のとおり、刑事施設等及び保護観察所におい
19 て、加害者からの履行の促進に資するプログラムが実施されているこ
20 とに加え、これに資する制度が整備されてきている。その中には、新し
21 く整備されたものも多いことから、まずは、これらの取組等を着実に実
22 施していくとともに、刑の執行段階等及び保護観察における加害者に
23 よる損害賠償の履行の状況や課題についても把握していく。

24 あわせて、刑事施設等の職員は、指導等の場面を通じて犯罪被害者等
25 の被害回復に向けた重要な役割を担っていることを常に念頭に置きな
26 がら、これらの取組等を適切に実施する必要がある。

27 (ア) 刑事施設等における履行促進に資する取組等

28 刑事施設においては、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関す
29 る法律（平成 17 年法律第 50 号。以下「刑事収容施設法」という。）
30 第 103 条第 2 項に基づく特別改善指導の 1 つとして、必要な者に対
31 し、「被害者の視点を取り入れた教育」の受講を義務付け、本科プロ

² 養育費については、令和 6 年の民法及び民事執行法の改正（令和 8 年 5 月 23 日までに施行）により、先取特権の付与（改正後の民法 第 306 条及び第 308 条の 2）、いわゆる執行手続のワンストップ化（改正後の民事執行法 第 167 条の 17 等）等の履行確保に向けた見直しを図られている。

³ 危険かつ悪質な運転行為による死傷事犯を含む。

1 グラムの項目として「謝罪及び被害弁償についての責任の自覚」「具
2 体的な謝罪及び被害弁償の方法」を定めるとともに、継続プログラム
3 の目標として加害者に「謝罪や被害弁償に向けた具体的な行動を考
4 えさせる」ことを定めている。

5 少年院においても、少年院法（平成 26 年法律第 58 号）第 24 条第
6 2 項に基づく特定生活指導の 1 つとして、犯罪又は刑罰法令に触れ
7 る行為により害を被った者及びその家族又は遺族の心情を理解しよ
8 うとする意識が低い在院者に対して、犯罪被害者等の現状や心情を
9 認識するとともに、犯罪被害者等に対する謝罪の気持ちを持ち、誠意
10 を持って対応していくこと等を目的とした「被害者の視点を取り入
11 れた教育」が行われている。

12 また、令和 4 年の刑事収容施設法及び少年院法の改正（令和 5 年 12
13 月 1 日施行）において、犯罪被害者等の心情等の考慮に係る規定が整
14 備され、心情等の聴取・伝達制度が設けられた（刑事収容施設法第 85
15 条第 3 項及び第 103 条第 4 項、少年院法第 23 条の 2 第 2 項及び第 24
16 条第 5 項）。

17 さらに、刑事施設では、受刑者が作業報奨金を損害賠償に充当する
18 ことが可能である旨の周知がなされている。

19 (イ) 保護観察所における履行促進に資する取組等

20 保護観察所においては、第 1 次基本計画を受け、平成 19 年から、
21 一定の重大な罪を犯した保護観察対象者に対して「しよく罪指導プ
22 ログラム」を実施している。令和 4 年には、同プログラムを改訂し、
23 その内容を充実させるとともに、実施対象を拡大して実施しており、
24 犯罪被害者等に対する謝罪及び被害弁償に関する対応の状況や考え
25 について整理させるなどしている。

26 また、令和 4 年の更生保護法（平成 19 年法律第 88 号）の改正（令
27 和 5 年 12 月 1 日施行）により、同法の規定によりとる措置は、犯罪
28 被害者等の被害に関する心情や置かれている状況等を十分に考慮し
29 て行うこととされた（同法第 3 条）。

30 その具体的な措置についても、令和 4 年の同法の改正により、従前
31 可能であった犯罪被害者等の心情等を保護観察対象者に伝達する場
32 合に限らず、社会内で行う処遇に生かすため当該心情等を聴取する
33 仕組みが設けられたほか（同法第 65 条第 1 項）、保護観察対象者に対
34 する指導監督の方法として、犯罪被害者等の被害の回復又は軽減に
35 誠実に努めるよう、必要な指示等の措置をとることが加えられると
36 ともに（同法第 57 条第 1 項第 5 号）、被害を回復し又は軽減するため

1 にとった行動の状況を示す事実について、保護観察官又は保護司に
2 申告し又は当該事実に関する資料を提出することが、保護観察にお
3 ける遵守事項の類型に加えられた（同法第 50 条第 1 項第 2 号ハ）。

4 (2) 犯罪被害者等への経済的支援等

5 前記(1)のアプローチによる犯罪被害者等の損害回復には、なお課題が
6 存在している現状に照らせば、経済的支援等の充実を図ることも重要で
7 ある。この点、金銭給付による支援として、犯罪被害者等給付金による給
8 付があるほか、治療費等の公費負担や社会保障による公的給付等、犯罪被
9 害者等のニーズに応じた個別的給付もこれに資するものとなる。

10 さらに、基本法は、住宅や雇用の観点からも犯罪被害者等に対する支援
11 を求めており、これらは直接的な経済的支援ではないが、間接的に犯罪被
12 害者等の生活基盤を支えるという意味において経済的支援となる。

13 ア 経済的負担の軽減

14 (7) 犯罪被害給付制度等

15 国が主体となる経済的支援制度については、直接給付の制度とし
16 て犯罪被害給付制度がある。この制度は、被害の早期軽減・支援を目
17 的（犯給法第 1 条）に、重大な犯罪被害を負った犯罪被害者等に対し
18 て一般財源から一時金を支給するものである。その給付要件につい
19 ては、他の公的給付等との均衡も考慮しながら、累次の改正により拡
20 充がなされてきた上、「犯罪被害給付制度の抜本的強化に関する有識
21 者検討会」⁴の提言を踏まえた制度改正により、給付水準が抜本的に
22 強化された。その結果、他の公的給付制度と同水準の給付が可能に
23 なっている⁵。

24 一方で、犯罪被害者等からは、かねてより、前記第 1 の根底にある
25 ニーズを埋め合わせるだけの抜本的な給付はなし得ないのか、ある
26 いは、そこまでいかずとも、他の公的給付等との均衡を超えた給付は
27 なし得ないのかという趣旨の要望があるが、これについては、加害者
28 に第一義的責任がある中での国の役割、他の公的給付等との均衡や
29 その財源等に関わる容易に解決し難い検討課題が残っており、複数

⁴ 「犯罪被害者等施策の一層の推進について」（令和 5 年 6 月 6 日犯罪被害者等施策推進会議決定）において、犯罪被害給付制度の抜本的強化に関する検討を行うこととされたことを受け、警察庁において令和 5 年から令和 6 年にかけて開催したもの。

⁵ 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 207 号）により、他の公的給付の最低給付額を参考に、遺族給付金、重傷病給付金の休業加算額及び障害給付金の算定に用いる基礎額の最低額が引上げられるとともに、遺族給付基礎額における加算額が新設された。

1 の有識者会議等を経たが、現状、一致した結論を得るに至っていない。

2 これとは別に、犯罪被害者等からは、犯罪被害給付制度に関し、①
3 重傷病給付金について金銭による事後給付ではなく、病院の窓口負
4 担がない形での給付とすること、②性犯罪被害者に関する給付を充
5 実させること、③離婚後の父母が第 1 順位遺族となる場合の受給者
6 の順位を見直すこと、④重傷病給付金の支給要件を拡大すること、⑤
7 重傷病給付金の支給期間を延長することといった、個別の要望があ
8 る。これら要望の背景にある犯罪被害者等のニーズに向き合い、その
9 解消が一步でも進むことを目指して、具体的施策に掲げたとおりの
10 実施可能な取組から進めていく。

11 このほか、平成 28 年に議員立法（国外犯罪被害弔慰金等の支給に
12 関する法律（平成 28 年法律第 73 号））により成立した国外犯罪被害
13 弔慰金等支給制度についても、在外公館等において制度の対象者へ
14 説明を行うほか、支給額の引上げの要望に対しては、犯罪被害給付制
15 度とは質的に異なる面もあるところ、今後の議論に資するべく、諸外
16 国における類似制度の調査を行う。

17 (イ) 地方公共団体等による各種支援制度

18 地方公共団体が主体となる経済的支援制度については、直接給付
19 の制度として見舞金等の制度がある。

20 ほかにも、医療費（特に性犯罪に係るもの）、カウンセリング費用、
21 司法解剖後の遺体搬送費等に関し、各都道府県警察等が公費負担制
22 度を運用している。

23 このような地方公共団体等が主体の取組についても、制度の内容
24 等を調査しつつ、地方の実情に応じながらも、地域間格差を埋める努
25 力を行う。

26 (ウ) 既存の社会保障等の制度

27 犯罪被害者等に特化した制度以外にも、生活困窮者への支援、子育
28 て支援等、様々な切り口で、犯罪被害者等であるか否かにかかわらず、
29 条件を満たせば利用できる社会保障等の制度があることから、条件
30 を満たす犯罪被害者等がこれらを利用できるよう施策を講じる。特
31 に、医療・生活・教育・納税の各分野について犯罪被害者等に配慮し
32 た制度運用の在り方が各制度所管省庁から既に示されており、適切
33 に制度運用を行っていくことが、引き続き重要である。

34 イ 居住の安定

35 犯罪被害者等は、自宅やその近隣が被害現場となること等により、従
36 前の住居に居住することが困難となった場合、それ自体が犯罪の被害

1 として損害賠償の対象ともなり得るほか、一時避難場所の借上げやハ
2 ウスクリーニングの費用を公費負担するなどの経済的支援があるが、
3 基本法は、金銭給付以外の支援として、居住の安定のために必要な施策
4 を講ずることとしている（基本法第 16 条）。

5 とりわけ、公営住宅の優先入居等や、性暴力被害者等に対する自立支
6 援について、具体的施策に掲げたとおり、犯罪被害者等の個別のニーズ
7 に応じつつ、地方公共団体において行われている各種住宅支援に係る
8 人的・物的資源を最大限活用し、犯罪被害者等に寄り添った対応を行う。

9 ウ 雇用の安定

10 犯罪被害者等は、捜査機関からの出頭要請、裁判傍聴、証人出廷、刑
11 事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）上の被害者参加等のほか、行政窓
12 口や民間等における各種手続等のため、自己の職務の遂行に支障が生
13 ずるだけでなく、心身の不調等により就労を継続することができなく
14 なるなど、様々な雇用に関する不利益を被る場合がある。これらの不利
15 益に関し、基本法は、金銭給付以外の支援として、雇用の安定のために
16 必要な施策を講ずることとしている（基本法第 17 条）。

17 雇用の安定に係る施策としては、事業主等の理解を増進するための
18 取組や、個別労働紛争解決制度の周知等が行われているが、犯罪被害者
19 等からは、とりわけ、休暇取得についての強い要望がある。

20 この点、民間企業においては、各企業の就業規則において休暇制度が
21 定められているところ、犯罪被害者等の被害回復のための休暇制度に
22 ついて、令和 6 年度における認知率は 9.6 パーセント、導入率は 0.9
23 パーセント⁶にとどまっており、更なる周知と導入促進が必要である。

24 一方で、犯罪被害者等が休暇を必要とするニーズは、心身の不調から
25 の回復、捜査機関への協力、裁判への関与、行政窓口での各種手続等と
26 いったように、多様であることから、具体的施策に掲げたとおり、まず
27 はそのニーズを十分に把握した上で、実効的な取組・制度を検討・実施
28 する。

29 また、民間企業における犯罪被害者等のための休暇制度の導入を促
30 進していくためには、国の行政機関における取組も重要となる。国家公
31 務員の休暇制度については、常勤職員の休暇の種類のうち、犯罪被害者
32 等のニーズに関係し得るものとして、病気休暇及び特別休暇（官公署出

⁶ 「令和 6 年度「仕事と生活の調和」の実現及び特別な休暇制度の普及促進に関する意識調査報告書」による。全国の従業員数 30 人以上の企業 10,000 社を対象に、「被害者休暇（犯罪被害者等である労働者が被害を回復するための休暇制度）」の認知状況、導入状況等を調査したもの。

頭)が挙げられる。特別休暇(官公署出頭)については、証人出廷が必要とされた場合(刑事訴訟法第143条等)や捜査機関からの出頭要請の場合(同法第223条第1項)に利用することができるものの、刑事訴訟法上の被害者参加(同法第316条の33)をした場合等については検討が必要となる。

第2 具体的施策

○ 損害回復・経済的支援等への取組に関する実態把握の実施

関係府省庁が連携し、犯罪被害者等のニーズに立脚した施策の企画・立案を行うため、過去4次にわたる基本計画等に基づき講じられた損害回復・経済的支援等への取組について、犯罪被害者等の利用状況等に関する実態把握を行う。【警察庁、関係府省庁】(1-1)

1 犯罪被害者等の損害回復に関する施策

(1) 犯罪被害者等の負担軽減に関する施策

ア 民事法律扶助制度及び犯罪被害者等支援弁護士制度の活用による負担軽減

法テラスにおいて、民事法律扶助制度及び犯罪被害者等支援弁護士制度を的確に運用することにより、犯罪被害者等の弁護士費用及び損害賠償請求費用の負担軽減を図る。【法務省】(1-2)

イ 損害賠償請求制度等に関する情報提供の充実

(ア) 損害賠償命令制度を含む損害賠償請求制度その他犯罪被害者等が犯罪によって生じた損害への賠償等について民事上の請求を行う手続等、犯罪被害者等の保護・支援のための制度の概要を紹介した冊子・パンフレット等について内容の一層の充実を図るとともに、当該制度の存在が広く犯罪被害者等に周知されるよう取組を進める。【警察庁、法務省】(1-3)

(イ) 平成29年の民法改正により財産開示手続等が時効の更新事由として明記されたことで、犯罪被害者等が加害者に対して有する損害賠償請求権の時効の更新の負担が軽減されたこと及び令和元年の民事執行法改正により金融機関等の第三者からの債務者財産の情報取得手続が新設されたことで、債務者財産の開示制度の実効性が向上したことについて、冊子・パンフレット等により周知する。【法務省】(1-4)

ウ 刑事和解等の制度の周知徹底

刑事和解、公判記録の閲覧・謄写、不起訴記録の弾力的開示等の制度について、引き続き適正な運用に向け周知徹底を図る。【法務省】（１－５）

エ 犯罪被害者等給付金の支給に伴い取得する債権の管理の過程における犯罪被害者等への配慮

犯罪被害者等給付金の支給に伴い国が加害者に対して取得する債権に関し、法令にのっとりた管理を行う中で、犯罪被害者等の心情や損害賠償の受取に最大限配慮する取組について、実例に即して不断に検討し、実施する。【警察庁】（１－６）

オ 保険金支払の適正化等

(ア) 一般財団法人自賠責保険・共済紛争処理機構における調停、国土交通省による保険会社に対する立入検査、国土交通大臣による適正な支払を行うことの指示等により、自賠責保険金の支払の適正化を図る。【国土交通省】（１－７）

(イ) 犯罪被害者等に直接保険金等が支払われる場合も含め、契約に基づく保険金等の支払が適切に行われるよう、「保険会社向けの総合的な監督指針」（平成１７年８月１２日策定）等に基づき、各保険会社における保険金等支払管理態勢について検証し、保険会社側に問題があると認められる場合には、適切に対応する。また、保険金の支払対象となり得る犯罪被害者等が、民事訴訟の場等において、損害保険会社社員や代理人弁護士から、配慮に欠けた言葉を投げかけられること等による二次的被害が生じないように、保険会社側に問題があると認められる場合には、適切に対応する。【金融庁】（１－８）

(ウ) 公益財団法人日弁連交通事故相談センターにおける弁護士による自賠責保険に係る自動車事故の損害賠償の支払に関する無料の法律相談・示談のあっせん等により、適切な損害賠償が受けられるよう支援を行う。【国土交通省】（１－９）

(エ) ひき逃げや無保険車等の事故による犯罪被害者等に対しては、政府保障事業において、加害者に代わって直接その損害を填補することにより、適切な支援を行う。【国土交通省】（１－１０）

カ 暴力団犯罪による被害の回復の支援

暴力団犯罪による被害の回復に向け、犯罪被害者等に対する助言や

交渉場所等の提供等の援助、損害賠償訴訟の提起に際しての暴力団情報
の提供や保護対策等の訴訟支援等が適切に実施されるよう、都道府
県暴力追放運動推進センターや弁護士会の民事介入暴力対策委員会等
との連携強化を含め、都道府県警察を指導する。【警察庁】（１－１１）

（２） 加害者による損害賠償の履行の促進に関する施策

ア 矯正処遇における加害者の損害賠償責任の履行促進

受刑者の被害弁償の履行状況等について調査を行い、実態を把握し
た上で、犯罪被害者等の被害に関する心情、犯罪被害者等の置かれてい
る状況及び個々の犯罪被害者等から聴取した心情等を受刑者に理解さ
せるとともに、履行に当たっての実際上の課題が明らかとなった受刑
者に対し、実情に沿った助言や指導を実施するとともに、賠償計画の作
成を含め損害賠償の履行の促進に向けた働きかけに努める。また、受刑
者に対し、受刑中の者が作業報奨金を犯罪被害者等に対する損害賠償
に充当することが法令上可能である旨を引き続き周知するとともに、
より効果的な働き掛けの方法について検討する。【法務省】（１－１２）

イ 保護観察処遇における加害者の損害賠償責任の履行促進

事案に応じ、具体的な賠償計画を立て、犯罪被害者等に対して慰謝の
措置を講ずることについて生活行動指針として設定し、これに即して
行動するよう、保護観察対象者に対し適切に指導を行う。それに加えて、
被害弁償の履行状況等について調査を行った上で、履行に当たっての
実際上の課題を明らかにし、保護観察中だけでなく、保護観察終了後も
見据えた継続的な被害弁償の履行に向け、実情に沿った助言、指導の実
施に努める。【法務省】（１－１３）

ウ 犯罪被害者等への損害賠償の状況についての調査の実施

関係府省庁等と連携し、犯罪被害者等が損害賠償を受けることがで
きない状況について実態を把握するため、その適切な調査方法、調査項
目等を検討した上で、当該調査を実施する。【警察庁】（１－１４）

エ 加害者の損害賠償責任の実現に向けた民事法制の調査等

犯罪被害者等の損害賠償請求権の履行確保の観点から、まずは令和
元年の民事執行法等改正及び令和６年の民法等改正により導入された
第三者からの情報取得手続や養育費のワンストップ化等を含む新たな
執行手続の運用状況を注視する。また、警察庁をはじめとする関係府省

庁に対して必要な協力を行うとともに、諸外国における損害賠償請求権に関する法制度の実体面について、調査を実施する。【法務省】（１－１５）

２ 犯罪被害者等への経済的支援等に関する施策

（１） 経済的負担の軽減に関する施策

ア 犯罪被害給付制度の改善等

（ア） 犯罪被害給付制度の運用について、例えば、親族間犯罪が一律に不支給となるわけではないことや、精神疾患の場合の重傷病給付金の支給要件が３日以上入院ではなく３日以上の就労不能であることを周知すべきといった誤りを防止すべきとの要望を踏まえ、これらの要望を踏まえた制度運用上の留意事項について、改めて、都道府県警察に対し指示をする。また、関係省庁及び関係機関・団体の協力を得つつ、都道府県公安委員会による裁定のための調査の円滑な実施を促進する。【警察庁】（１－１６）

（イ） 「犯罪被害者等施策の一層の推進について」（令和５年６月６日犯罪被害者等施策推進会議決定）や被害直後の一時的な経済的負担の緩和を求める要望があることを踏まえ、犯罪被害者等給付金について、全ての事案における仮給付の検討や複数回の仮給付の検討等、給付金の種別ごとの性質を踏まえた仮給付制度の積極的な活用を図る。【警察庁】（１－１７）

（ウ） 犯罪被害給付制度について、遺族給付金の受給権者の順位の見直し、重傷病給付金の給付要件の緩和等に係る要望が寄せられていることを踏まえ、遺族給付金の支給状況や近時の医療の実態把握を行い、必要に応じ、給付要件の見直しを行う。【警察庁】（１－１８）

イ 都道府県警察における医療費等の公費負担制度の充実した運用

都道府県警察において運用されている、緊急避妊、人工妊娠中絶及び性感染症等の検査に要する費用、初診料、診断書料等の性犯罪被害者の医療費並びに身体犯被害者の初診料等の公費負担制度について、その経費を補助するとともに、これらの制度が活用され、また、できる限り全国的に同水準、かつ、犯罪被害者等の状況に応じた柔軟な運用がなされるよう、制度の整備状況等の調査・公表などを行った上で、都道府県警察を指導する。【警察庁】（１－１９）

ウ 都道府県警察におけるカウンセリング費用の公費負担制度の充実し

1 た運用

2 都道府県警察において運用されているカウンセリング費用の公費負
3 担制度について、その経費を補助するとともに、これらの制度が活用さ
4 れ、また、できる限り全国的に同水準、かつ、犯罪被害者等の状況に応
5 じた柔軟な運用がなされるよう、制度の整備状況等の調査・公表などを
6 行った上で、都道府県警察を指導する。【警察庁】（１－20）

7
8 エ 都道府県警察における司法解剖後の遺体搬送費等の公費負担制度の
9 充実した運用

10 都道府県警察において運用されている、司法解剖後の遺体搬送費及
11 び遺体修復費の公費負担制度について、その経費を補助するとともに、
12 これらの制度が活用され、また、できる限り全国的に同水準、かつ、犯
13 罪被害者等の状況に応じた柔軟な運用がなされるよう、制度の整備状
14 況等の調査・公表などを行った上で、都道府県警察を指導する。【警察
15 庁】（１－21）

16
17 オ 海上保安庁における司法解剖後の遺体搬送等の公費負担制度の充実
18 した運用

19 司法解剖後における遺体修復及び遺体搬送については、制度を十分
20 説明した上で、遺族からの要望に応じて適切に対応する。【海上保安庁】
21 （１－22）

22
23 カ 都道府県における性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援
24 センター利用者の医療費等の公費負担

25 都道府県における性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援
26 センターにおいて、性犯罪・性暴力被害者が、その置かれた状況に対応
27 して、医療費及びカウンセリング費用の公費負担制度を含め、必要な支
28 援を受けることができるよう、各都道府県等における支援環境の整備
29 等の推進を図る。【内閣府】（１－23）

30
31 キ 地方公共団体における犯罪被害者等に特化した制度の導入促進・充
32 実等に向けた取組

33 犯罪被害者等が一層充実した支援を受けられるよう、地方公共団体
34 における犯罪被害者等に特化した制度（対象が犯罪被害者等のみに限
35 定されていないが、犯罪被害者等が利用できることが明記されている
36 制度を含む。）の導入・充実強化の検討を促すため、犯罪被害者等が受

ける影響に係る調査・研究（施策番号４－１０５）の結果等、犯罪被害者等のニーズの実態も踏まえつつ、より詳細かつ実効的な情報提供を推進する。また、犯罪被害者等が迅速に情報にアクセスすることができるよう、制度の導入状況及び利用状況を把握し、犯罪被害者白書やポータルサイト等を通じた情報提供を推進する。【警察庁】（１－２４）

ク 犯罪被害者等も利用できる社会保障等の制度の活用促進

犯罪被害者等が直面している経済的な困難を解消するため、犯罪被害者等であるか否かにかかわらず利用できる社会保障等の制度を十分に活用するための施策を講じる。【警察庁】（１－２５）

ケ 医療・生活・教育・納税の各分野における犯罪被害者等に配慮した制度運用

(ア) 医療・生活・教育・納税の各分野にわたる各種社会保障等の制度に関し、犯罪被害者等の配慮に係る制度運用のために関係機関・団体に発出された通知について、当該関係機関・団体、犯罪被害者等、犯罪被害者等を支援する者等が検索・閲覧しやすいようにポータルサイトに一括して掲載する。【警察庁、関係府省庁】（１－２６）

(イ) 犯罪の被害を受けたことにより生じた傷病は一般の保険事故と同様に医療保険の対象とされていること等について、関係機関・団体に対し引き続き周知するとともに、周知した内容が確実に実施されるよう、不適切な事例を把握した場合に改善のための取組を実施するなど、必要な対応を行う。【厚生労働省】（１－２７）

(ウ) 犯罪被害者等についても、医療保険料及び一部負担金の減免及び徴収猶予の対象として取り扱うことが可能であることについて、具体的運用も含めて関係機関・団体に対し再周知するなど、必要な対応を行う。【厚生労働省】（１－２８）

(エ) 生活保護を受給中の方が犯罪被害者等給付金を受給した場合、自立更生のために充てられる費用を収入として認定しないなどの取扱いについて、地方公共団体に対し引き続き周知するとともに、周知した内容が確実に実施されるよう、不適切な事例を把握した場合に改善のための取組を実施するなど、必要な対応を行う。【厚生労働省】（１－２９）

(オ) 遺族年金・障害年金の受給及び国民年金保険料の申請免除に関し、犯罪被害者等もこれら制度を利用し得ることについて、関係機関・団体に引き続き周知するとともに、周知した内容が確実に実施される

よう、不適切な事例を把握した場合に改善のための取組を実施するなど、必要な対応を行う。【厚生労働省】（１－30）

(カ) 児童扶養手当に関し、犯罪被害者等もこれら制度を利用し得ることについて、地方公共団体に対し引き続き周知するとともに、周知した内容が確実に実施されるよう、不適切な事例を把握した場合に改善のための取組を実施するなど、必要な対応を行う。【こども家庭庁】（１－31）

(キ) 特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当及び自立支援給付に関し、犯罪被害者等もこれら制度を利用し得ることについて、地方公共団体に対し引き続き周知するとともに、周知した内容が確実に実施されるよう、不適切な事例を把握した場合に改善のための取組を実施するなど、必要な対応を行う。【厚生労働省】（１－32）

(ク) 失業等給付に関し、犯罪被害等に遭った場合の疾病又は負傷の取扱いや離職理由の判断における適切な取扱い等について、公共職業安定所に対し引き続き周知するとともに、周知した内容が確実に実施されるよう、不適切な事例を把握した場合に改善のための取組を実施するなど、必要な対応を行う。【厚生労働省】（１－33）

(ケ) 介護保険料の減免又は徴収猶予並びに利用者負担額の減免に関し、犯罪被害者等もこれら制度を利用し得ることについて、地方公共団体に対し引き続き周知するとともに、周知した内容が確実に実施されるよう、不適切な事例を把握した場合に改善のための取組を実施するなど、必要な対応を行う。【厚生労働省】（１－34）

(コ) 犯罪被害等による場合を含め家計が急変した場合にあっては、義務教育段階の就学援助制度、高等学校段階の高等学校等就学支援制度及び高校生等奨学給付金制度並びに高等教育段階の修学支援新制度等を利用し得ることなどについて、関係機関・団体に対し引き続き周知するとともに、関係機関・団体内における周知が不十分な事例を把握した場合には改善のための取組を促すなど、必要な対応を行う。【文部科学省】（１－35）

(サ) 犯罪被害者等がその置かれている状況その他の事情に応じ、国税の減免等に係る各種制度を利用できるよう、国税局（所）及び税務署の職員が相談を受けた場合には、当該相談への対応について不適切な事例を把握した際には是正のための必要な対応をとることを含め、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じた国税に関する各種制度をパンフレット等を活用して丁寧かつ適切に相談に応じる。【国税庁】（１－36）

(シ) 地方団体に対し、各地方団体の窓口において、納税者等から、申告・納付期限の延長や納税緩和措置等、地方税に関する相談を受けた場合には、当該相談への対応について不適切な事例を把握した際には是正のための必要な対応をとることを含め、犯罪被害者等の事情に十分配慮し、丁寧かつ適切に対応するよう要請するなど、引き続き、機会を利用して周知に努めていく。【総務省】(1-37)

コ 預保納付金の活用による奨学金事業の実施

振り込め詐欺等の被害金を原資としている預保納付金により、引き続き、犯罪被害者等のこどもへの奨学金事業を実施する。【金融庁、財務省、警察庁】(1-38)

サ 海外での犯罪被害者等に対する経済的支援

国外犯罪被害弔慰金等支給制度の適切な運用が図られるよう、都道府県警察を指導する。また、同制度を周知するとともに、個々の実情に応じて、在外公館等において制度について説明する。【警察庁、外務省】(1-39)

シ 諸外国における犯罪被害者等施策の調査のより一層の充実

犯罪被害者等の損害回復・経済的支援の充実に係る要望や、これに関する様々な意見があることを踏まえ、関係府省庁の協力を得て、北欧を含む欧米諸国等の犯罪被害者等施策について、支援内容、その財源、予算規模、関連する諸制度等を含めて、より一層充実した調査を行い、公表する。【警察庁】(1-40)

(2) 居住の安定に関する施策

ア 都道府県警察における犯罪被害者等の居住場所の確保に係る公費負担制度の充実した運用

都道府県警察において運用されている緊急避難場所の確保に要する費用及びハウスクリーニングに要する費用の公費負担制度について、その経費を補助するとともに、これらの制度が活用され、また、全国的に同水準、かつ、犯罪被害者等の状況に応じた柔軟な運用がなされるよう、制度の整備状況等の調査・公表などを行った上で、都道府県警察を指導する。【警察庁】(1-41)

イ 公営住宅への優先入居等

- (ア) 犯罪被害者等の公営住宅への入居に関するニーズを踏まえ、地方公共団体における公営住宅の優先入居や目的外使用の取組を調査するとともに、会議等の場を活用して好事例を他の地方公共団体に周知することにより推進を図る。【国土交通省】（１－４２）
- (イ) 公営住宅への入居に関し、都道府県営住宅における広域的な対応や市区町村営住宅を管理する市区町村を含む地方公共団体間の緊密な連携を地方公共団体に対して要請していることについて、会議等の場を活用して周知する。【国土交通省】（１－４３）
- (ウ) 公営住宅の管理主体から、独立行政法人都市再生機構の賃貸住宅の借上げ要請があった場合は、柔軟に対応する。【国土交通省】（１－４４）
- (エ) 犯罪被害者等の民間賃貸住宅等への円滑な入居の促進を図るため、地域における居住支援の関係者の連携・協働の場としての居住支援協議会の設立促進、居住支援法人制度の周知、居住支援協議会及び居住支援法人による犯罪被害者等への住居のマッチング・入居支援等の取組の支援を行う。【国土交通省】（１－４５）
- (オ) 関係機関と連携し、公営住宅への入居に関する犯罪被害者等への情報提供を行う。【国土交通省】（１－４６）

ウ 女性自立支援施設における支援

一時保護から地域における自立した生活へとつながるよう、女性自立支援施設の機能強化等により、入所者に対する生活支援の充実に努める。また、女性自立支援施設において、性暴力被害者に対する心理的ケアや自立支援を推進する。【厚生労働省】（１－４７）

エ 犯罪被害者等の居住の確保に係るニーズ等についての地方公共団体の理解増進

地方公共団体において犯罪被害者等の居住場所の確保に関する取組を担う者に対し、犯罪被害者等の置かれた状況や居住場所の確保の必要性など、居住場所の確保に係る施策が実効的に講じられるよう、啓発・情報提供を行う。【警察庁、国土交通省】（１－４８）

(3) 雇用の安定に関する施策

- ア 民間企業における犯罪被害者等の精神的・身体的被害からの回復等のための休暇制度の導入促進
- 精神的・身体的被害からの回復、捜査・裁判等への対応等、犯罪被害

者等にとって必要な休暇を取得できる制度を企業が導入することを促進するため、犯罪被害者等が抱える休暇取得のニーズを具体的に明らかにしつつ、企業向け・労働者向けのアンケートによる導入状況等の実態把握を行うとともに、就業規則への記載方法を記載したリーフレットや厚生労働省のウェブサイト等により周知することや、休暇取得原因を確認するための方法を含めた経済団体、労働団体等への周知等の休暇制度導入促進に向けた働き掛けをすることなど実効的な取組・制度を検討・実施する。【警察庁・法務省・厚生労働省】（１－４９）

イ 国の行政機関における犯罪被害者等の精神的・身体的被害からの回復等のための休暇制度等の周知・検討

国家公務員においては、犯罪被害者等の精神的・身体的被害からの回復等のため、既存の休暇制度等の活用・周知を図るとともに、刑事訴訟法第 316 条の 33 第 3 項に規定する被害者参加人として裁判に出席した場合の休暇などについて必要な検討を行う。【（人事院）⁷】（１－５０）

ウ 公共職業安定所における就職支援の取組

（ア） 母子家庭の母等及び父子家庭の父に対するトライアル雇用事業の適正な運用に努める。【厚生労働省】（１－５１）

（イ） 公共職業安定所における事業主に対する配置や労働条件等の雇用管理全般に関するきめ細かな相談援助の適正な実施に努める。【厚生労働省】（１－５２）

（ウ） 公共職業安定所においては求職者一人ひとりの状況に応じて、プライバシーにも十分に配慮しながら、担当者制による支援や心理的援助など求職者に対するきめ細かな就職支援の適正な実施を図る。
【厚生労働省】（１－５３）

エ 個別労働紛争解決制度の周知徹底等

（ア） 犯罪被害者等に係る個別労働紛争の解決に当たって、個別労働紛争解決制度について周知徹底を図るとともに、同制度の適正な運用に努める。【厚生労働省】（１－５４）

（イ） 事業主との間で生じた労働問題に関し、犯罪被害者等への情報提供、相談対応等を行う公的相談窓口として、労働問題に関するあらゆる分野の相談に専門の相談員がワンストップで対応する総合労働相

⁷ （人事院）とは、人事院に対して周知・検討を要請するものである。

- 1 談コーナーについて周知徹底を図るとともに、その積極的な活用を
- 2 図る。【厚生労働省】（1－55）

重点課題第2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

第1 現状認識と具体的施策の方向性

1 現状認識

犯罪被害者等が犯罪等により受ける心身への被害に対しては、その内容や特性に応じた治療や支援を実施する必要がある。

まず、身体的被害については、急性期、後遺障害が生じた場合等、その状態に応じ、犯罪被害者等を適切な医療等につないでいく必要がある。特に、性犯罪の被害については、緊急避妊等の産婦人科による診療等のほか、こどもや男性、性的マイノリティを含む多様な被害者がいることを踏まえ、それぞれの特性に応じた対応をとることも必要となる。

次に、精神的被害については、疾患に至らない心理的なもののほか、自らの生命の危機、大切な家族の喪失、性的被害等のトラウマ（心的外傷）体験によるPTSD（心的外傷後ストレス障害）等に苦しめられることがある。特に、このような被害を受けた者がこどもである場合には、その精神的被害は一層深刻となり得る。こうした精神的被害に対しては、犯罪被害者等に対する心のケア、治療等に当たる体制の構築が必要となる。

また、犯罪被害者等は、犯罪による直接的な被害にとどまらず、周囲の言動等により、更なる精神的被害（いわゆる二次的被害）を受けることがある。二次的被害は、犯罪被害者等の友人、近隣の住民、無関係の第三者等の言動によって生じるだけでなく、支援に携わる関係機関・団体の職員等の言動により生じることもある。二次的被害は、犯罪被害者等の心情に関する理解不足や、ときには犯罪被害者等への偏見から生ずるが、これらは犯罪被害者等の心の傷を広げ、助けを求める気力すらも失わせることになる。このような被害を防止するためには、周囲の人々や支援に携わる者が、犯罪被害者等に対し、その心理状態やとるべき対応について理解した上で接する必要がある⁸。こうした配慮は、二次的被害の防止に資するだけでなく、犯罪被害者等の精神的被害の緩和・回復にもつながるものである。

加えて、犯罪被害者等の精神的・身体的被害の回復・防止に向けては、再び被害に遭うことがないように、犯罪被害者等の安全確保の方策を講じることも必要である。特に、配偶者等からの暴力事案、ストーカー事案、児童虐

⁸ 二次的被害の防止は重要であるが、これを過度に強調するあまり、犯罪被害者等にとって必要となる関わりや支援を遠のかせることになってはならないという指摘にも留意する必要がある。なお、二次的被害の防止のため、広く国民に対して犯罪被害者等に対する理解を増進していくことについては、重点課題第5参照。

待事案等は、その犯罪の性質から潜在化しやすく、また、加害行為が繰り返
し行われることが少なくないことから、犯罪被害者の精神的・身体的被害が
深刻化しやすい。

こうした状況下において、第1次基本計画の策定から第4次基本計画ま
での約20年にわたり、カウンセリング体制の充実、関係機関・団体におけ
る研修の充実、捜査・公判の段階における犯罪被害者等の情報の保護等の
様々な取組がなされてきた。このほかにも、個別の被害類型に着目したもの
として、近時は、「性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針」（令和5年3月
30日性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議）、「こども・若者の性
被害防止のための総合的対策」（令和6年4月25日性犯罪・性暴力対策強
化のための関係府省会議・こどもの性的搾取等に係る対策に関する関係府
省連絡会議合同会議取りまとめ）、「ストーカー総合対策」（平成27年3月
20日ストーカー総合対策関係省庁会議決定・平成29年4月24日改訂・令
和4年7月15日改訂）、「児童虐待防止対策の更なる推進について」（令和
4年9月2日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）等において、各
種施策が取りまとめられているところである。これらを踏まえ、犯罪被害者
等の精神的・身体的被害の回復・防止のための施策を一層推進していく必要
がある。

2 具体的施策の方向性

(1) 精神的・身体的被害からの回復

犯罪被害者等に必要となる医療やケア、支援を迅速かつ的確に提供す
るため、必要な体制を確保していく。また、犯罪被害者等やその支援に携
わる者を含め、国民が犯罪被害者等となった場合の医療やケア、支援等に
関する情報提供や国民のアクセシビリティの向上に取り組む。

性犯罪、配偶者等からの暴力事案、児童虐待事案等、個別の被害類型に
応じた施策についても、関係機関・団体との相互の連携を含め、それぞれ
の特性に応じ、更なる充実を図る。

(2) 更なる精神的被害（二次的被害）の防止

支援者等による二次的被害を防止するとともに、犯罪被害者等の精神
的被害の緩和・回復につなげるため、支援者等が、犯罪被害者等は犯罪被
害によって精神的な変調を来し、その感情や身体、行動に様々な変化（ト
ラウマ反応）が現れることを正しく認識し、その認識に基づき適切な対応
をとることができるよう、トラウマインフォームドケア（トラウマとその
影響について知識を持ち、理解して関わること）の観点も踏まえ、研修・
教育等を更に充実させる。

1 (3) 再被害の防止等の安全確保

2 犯罪被害者等が、加害者から再び危害を加えられる事態を防止するた
3 め、犯罪被害者等に対し、刑事手続や加害者処遇の進捗等に応じ、犯罪被
4 害者等の安全を確保する上で必要な情報を適時適切に提供する。

5 また、犯罪被害者等の一時保護や施設への避難、防犯指導等の措置をと
6 るほか、刑事手続や各種届出等における犯罪被害者等の情報の保護を徹
7 底する。

8 加害者に対しても、その処遇における犯罪被害者等の安全確保のため
9 の指導を実施する。

10 このほか、配偶者等からの暴力事案、ストーカー事案、児童虐待事案等
11 の再被害のおそれが高い犯罪について、関係機関の取組及び連携を一層
12 強化する。

13
14 **第2 具体的施策**

15 1 精神的・身体的被害からの回復に関する施策

16 (1) 犯罪被害者等に対する医療機関の医療機能に関する情報の提供

17 犯罪被害者等が利用しやすいよう、医療機関の医療機能に関する情報
18 について、全国統一的な情報提供システム「医療情報ネット（ナビイ）」
19 を運用し、ウェブサイト上で提供するとともに、都道府県等の関係機関と
20 当該情報を共有しつつ、関係府省庁と連携し、適時適切に犯罪被害者等に
21 提供する。【厚生労働省】（2－1）

22
23 (2) 地域格差のない迅速かつ適切な救急医療の提供

24 地域の格差なく迅速かつ適切な救急医療が提供されるよう、初期救急、
25 二次救急及び三次救急の救急医療体制の整備を図るとともに、総務省と
26 連携し、メディカルコントロール体制の充実強化を図る。【厚生労働省】
27 （2－2）

28
29 (3) 救急医療における精神的ケアのための体制の確保

30 救急医療における犯罪被害者等の精神的ケアに対応するため、救急医
31 療体制における精神科医との連携体制の確保を図る。【厚生労働省】（2－
32 3）

33
34 (4) PTSD等の治療に対応できる医療機関に関する情報提供

35 病院等の医療機関の医療機能に関する情報を住民・患者に対して提供
36 する医療機能情報提供制度において、PTSD等の疾病の治療に対応で

きる医療機関を「医療情報ネット（ナビイ）」で検索することが可能であり、引き続き同制度を周知する。【厚生労働省】（２－４）

(5) 医療現場における自立支援医療制度の周知

P T S D等の治療に係る自立支援医療（精神通院医療）制度については、「犯罪被害者等のP T S D治療に係る自立支援医療（精神通院医療）の利用について（周知依頼）」（平成 28 年 4 月 28 日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長通知）を发出し、犯罪被害者等が適切に同制度を利用できるよう、既に都道府県・指定都市等に周知依頼を行っているところであるが、再度依頼するなど、周知を徹底する。【厚生労働省】（２－５）

(6) 犯罪被害者等支援業務に関する精神保健福祉センターの職員の理解促進

精神保健福祉センターにおいて犯罪被害者等に対する心の健康回復のための支援や関係機関との連携が適切に行われるよう、厚生労働省において、同センターの職員が犯罪被害者等支援に関する研修を受講するよう促すなどして、犯罪被害者等支援業務に関する同センターの職員の理解促進を図る。【厚生労働省】（２－６（再掲：４－８９））

(7) 警察部内のカウンセラーによる犯罪被害者等へのカウンセリングの充実

都道府県警察に配置された公認心理師、臨床心理士等の資格を有する部内カウンセラーについて、確実かつ十分な配置と効果的な活用に努めるよう都道府県警察を指導するとともに、配置状況及び活用状況について毎年公表する。【警察庁】（２－７）

(8) 被害少年の精神的被害を回復するための継続的支援の推進

警察において、被害少年の精神的被害を回復するため、保護者の同意を得た上で、カウンセリングの実施、関係機関又は犯罪被害者等早期援助団体をはじめとする民間被害者支援団体への紹介等の支援を継続的に推進する。【警察庁】（２－８）

(9) 犯罪被害に遭った児童生徒等に対する学校における心理的ケアの充実等

犯罪被害に遭った児童生徒及びその兄弟姉妹である児童生徒に対する

1 心理的ケアについて、大学の教職課程におけるカウンセリングに関する
2 教育及び教職員に対するカウンセリングに関する研修に含めるなど、そ
3 の内容の充実を図るよう促す。【文部科学省】（２－９）
4

5 (10) 犯罪被害に遭った児童生徒等が不登校となった場合における継続的
6 支援の促進

7 犯罪被害に遭った児童生徒又はその兄弟姉妹である児童生徒が不登校
8 となった場合、当該児童生徒の個別の状況に応じ、教育委員会が設置する
9 教育支援センターによるカウンセリングや学習指導等を通じた学校復帰
10 等のための継続的な支援を促進する。【文部科学省】（２－10）
11

12 (11) 被害児童に対する医療ケア等の支援

13 虐待を受けた児童に対する医療ケアの重要性に鑑み、地域の医療機関
14 との連携・協力体制の充実に努める。【こども家庭庁】（２－11）
15

16 (12) 児童虐待の防止及び早期発見・早期対応のための体制整備等

17 配偶者等への暴力と児童虐待が密接に関連するものであることを踏ま
18 え、要保護児童対策地域協議会や配偶者からの暴力の防止及び被害者の
19 保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号。以下「配偶者暴力防止法」
20 という。）に基づく法定協議会の活用等により、児童相談所、こども家庭
21 センター、配偶者暴力相談支援センターと福祉事務所等の連携の強化を
22 促進する。【内閣府、こども家庭庁、厚生労働省】（２－12）
23

24 (13) 性犯罪被害者等に対する緊急避妊に関する情報提供

25 ア 性犯罪被害者を含め、緊急避妊を必要とする者がその方法等に関す
26 る情報を得られるよう、保健所や性と健康の相談センター等による情
27 報提供を行う。また、「オンライン診療の適切な実施に関する指針」（平
28 成 30 年 3 月・令和 5 年 3 月一部改訂）等に基づき、緊急避妊薬の調剤
29 及び販売が対応可能な薬局及び薬剤師について公表する。【こども家庭
30 庁、厚生労働省】（２－13）
31

32 (14) 性犯罪被害者への対応における看護師等の活用

33 内閣府、警察庁及び文部科学省の協力を得て、医療機関に対し、性犯罪
34 被害者への対応に関する専門的知識・技能を備えた看護師、助産師等の活
35 用について啓発を推進する。【厚生労働省】（２－14）
36

1 (15) 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターによる性犯
2 罪・性暴力被害者への支援の充実

3 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターについて、男
4 性、性的マイノリティ、障害者等を含む個々の性犯罪・性暴力被害者の置
5 かれた状況に対応して、医療的支援、法的支援、心理的支援、同行支援等
6 を総合的に提供し、また、必要に応じて専門機関等による支援につなぐこ
7 とができるよう、運営の安定化及び支援の質の向上に係る都道府県等の
8 取組を支援する。また、産婦人科に加え、小児科、精神科等の多様な診療
9 科における医療関係者及び医療機関に対し、研修や必要な情報の周知等
10 により理解を増進し、性犯罪・性暴力被害者に対する医療的支援の更なる
11 充実を図る。【内閣府、厚生労働省】(2-15)

12
13 (16) 性犯罪被害者等に対する自立支援及び定着支援

14 地方公共団体やDVシェルターを運営する特定非営利活動法人等が、
15 性犯罪被害者その他の相談者に対し、生活相談や行政機関への同行支援
16 等の自立支援、DVシェルター等を退所した者に対する家庭訪問や社会
17 生活の場（地域活動の場、職場等）への同行、職員による相談対応・助言
18 等、地域生活に定着させるための継続的な支援を一体的に行うために必
19 要な協力を行う。【厚生労働省】(2-16)

20
21 (17) 自動車事故による重度後遺障害者に対する医療の充実等

22 ア 自動車事故による重度後遺障害者が質の高い治療・看護・リハビリ
23 テーションを受けられる機会の充実等を図るため、独立行政法人自動
24 車事故対策機構とともに、療護施設の充実やリハビリテーションの機
25 会の確保に向けた取組を推進する。また、自動車事故による重度後遺障
26 害者に対する介護料の支給等を推進するとともに、相談・情報提供等の
27 介護料受給者への支援の充実・強化を図る。【国土交通省】(2-17)

28 イ 在宅で療養生活を送る自動車事故による後遺障害者の介護が様々な
29 理由により困難となる場合に備えた環境整備を推進する。また、障害者
30 が安心して希望する地域生活を送れるよう、引き続き支援の充実を図
31 る。【国土交通省、厚生労働省】(2-18)

32
33 (18) 高次脳機能障害者への支援の充実

34 厚生労働科学研究費補助金で実施している調査研究等を踏まえ、引き
35 続き、都道府県等における患者・家族等からの相談への対応や高次脳機能
36 障害者への支援の普及啓発等の取組を支援する。【厚生労働省】(2-19)

1
2 (19) 犯罪被害者等の受診情報等の適正な取扱い

3 ア 犯罪被害者等の受診情報が医療機関や保険者から流出することのな
4 いよう、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づ
5 き、医療機関や保険者に適切に対応する。また、「診療情報の提供等に関
6 する指針」（平成 15 年 9 月 12 日付け厚生労働省医政局長通知）に基
7 づき、引き続き医療機関等に適切な対応を求める。さらに、医療安全支
8 援センターにおいて、個人情報の取扱いを含めた医療に関する苦情・相
9 談のあった医療機関の管理者に対し、必要に応じて助言を行う。【厚生
10 労働省】（2－20）

11 イ 犯罪被害者等の保健医療に関する情報をはじめとする個人情報の取
12 扱いに関し、損害保険会社に問題があると認められる場合には、保険業
13 法（平成 7 年法律第 105 号）に基づき、適切に対応する。【金融庁】（2
14 －21）

15
16 2 更なる精神的被害（二次的被害）の防止に関する施策

17 (1) 犯罪被害者等と接する職員等に対するトラウマインフォームドケア教
18 育等の促進

19 犯罪被害者等と接する関係機関・団体の職員等が、犯罪被害者等のトラ
20 ウマ反応について理解し、二次的被害を防止しつつ、その心情に配慮した
21 対応を行うため、関係府省庁と連携し、トラウマインフォームドケアにつ
22 いて学習する教材等を作成・周知するとともに、関係機関・団体における
23 犯罪被害者等との関わりに応じた教育を促進する。【警察庁】（2－22）

24
25 (2) 警察職員等に対する研修の充実等

26 ア 犯罪被害者等に接する警察職員が適切な対応を確実に行うとともに、
27 二次的被害を防止するため、採用時及び上位の階級又は職に昇任した
28 際に行われる教育、各警察署に対する巡回教育等を充実させる。また、
29 犯罪被害者等早期援助団体をはじめとする民間被害者支援団体等との
30 連携要領や性犯罪被害者への支援要領についての教育を充実させると
31 ともに、犯罪被害者等による講演、犯罪被害者等に接する具体的場面を
32 想定した対応要領に関する実践的教養及び犯罪被害者等支援の体験記
33 等を活用した教養を継続的に推進し、職員の対応の改善を進める。【警
34 察庁】（2－23）

35 イ 性犯罪被害者の心情に配慮した捜査及び支援を推進するため、性犯
36 罪の捜査及び支援に従事する警察官等を対象に、専門的知見を有する

講師を招いて講義を行うなど、男性や性的マイノリティが被害を受けた場合の対応を含め、警察における学校教養等の研修を推進する。【警察庁】（２－２４）

ウ 障害者の特性を踏まえた捜査及び支援を推進するため、捜査及び支援に従事する警察官等を対象に、専門的知見を有する講師を招いて講義を行うなど、警察における学校教養等の研修を推進する。【警察庁】（２－２５）

(3) 海上保安庁の職員に対する研修の充実

海上保安庁の教育機関において、犯罪被害者等支援に係る授業等を行うとともに、職員の任用に応じて、犯罪被害者等支援に携わる者に対する実務者研修や、部署幹部職員に対する研修を実施する。また、メンタルヘルス対策官による心理的ケア等に関する研修を実施することにより、犯罪被害者等支援に携わる職員の資質向上等を図る。【海上保安庁】（２－２６）

(4) 検察官等の検察庁職員に対する研修の充実

ア 二次的被害の防止の重要性も踏まえ、検察官及び検察事務官に対する各種研修の機会における「犯罪被害者支援」等のテーマによる講義の実施、犯罪被害者等早期援助団体への検察官の派遣、地方検察庁に配置されている被害者支援員を対象とした研修における犯罪被害者等に関する諸問題についての講義等の実施等、職員の犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための教育・研修等の充実を図り、職員の対応能力の向上に努める。また、犯罪被害者等からの事情聴取に当たり、その尊厳を重んじ、可能な限り、そのプライバシー、名誉、心身の状況、社会的立場等に十分配慮するよう、検察官等の意識の向上を図る。【法務省】（２－２７）

イ 検察官に対する研修の中で、児童や障害を持つ犯罪被害者等及び性犯罪の被害者等と接する上での留意点等を熟知した専門家等による講義を行い、犯罪被害者等の特性に応じた配慮に関する科目の内容の一層の充実を図る。【法務省】（２－２８）

ウ 副検事に対する研修の中で、交通事件の留意点等を熟知した専門家等による講義を行うとともに、犯罪被害者等の立場等への理解を深めるための機会を設けるなど、交通事件に関する科目の内容の一層の充実を図る。【法務省】（２－２９）

(5) 矯正施設、更生保護官署職員等に対する研修等の充実

ア 矯正施設の新規採用職員や初級幹部要員を対象とする研修について、「犯罪被害者の視点」等のテーマによる講義を引き続き実施するとともに、上級幹部要員を対象とする研修について、犯罪被害者団体等の関係者を講師として招くなど、犯罪被害者等の心情、犯罪被害者等が置かれている状況等を認識した上で、被害回復に向けて受刑者等に謝罪や被害弁償等の具体的な行動を促すための指導等を行うことの重要性等について理解を深められるよう、引き続き研修内容の充実に努める。

【法務省】(2-30)

イ 仮釈放等の許否を判断する地方更生保護委員会の委員を対象とした研修について、犯罪被害者等の意見を仮釈放等の審理に適切に反映させるための講義を実施しているところ、犯罪被害者等の心情や犯罪被害者等が置かれている状況に一層配慮した仮釈放等の審理がなされるよう、引き続き研修内容の充実に努める。【法務省】(2-31)

ウ 被害者担当の保護観察官及び保護観察所に配置されている被害者担当保護司を対象とした研修について、犯罪被害者等支援の実務家による講義やトラウマインフォームドケアに関する講義を取り入れるなど、引き続き、研修内容の充実に努めるとともに、犯罪被害者等支援に携わる関係機関等において実施されている研修等への参加を促すことなどにより、被害者担当の保護観察官及び被害者担当保護司の一層のスキルアップを図る。【法務省】(2-32)

(6) 法テラスの職員等に対する研修の充実

法テラスにおける犯罪被害者等支援を担当する職員及び常勤弁護士に対し、犯罪被害者等の実情に配慮した二次的被害防止のための方策等に関する研修や犯罪被害者等の心情等への理解を深め、その心情等を適切に聴取することに資する研修を実施する。【法務省】(2-33(再掲:4-86))

(7) 公共交通事故被害者等支援研修の充実

公共交通事故被害者支援室にて、支援に携わる職員を対象に年2回実施している公共交通事故被害者等支援研修において、有識者からのトラウマインフォームドケアについての講義や、事故被害者やそのご家族からお話を聞く講義を設けることで、被害者等への心のケアやトラウマインフォームドケアについての理解、浸透を図る。【国土交通省】(2-34)

(8) 交通事故相談員に対する研修等の充実

交通事故被害後の心情に寄り添った相談支援に対して適切に対応するため、地方公共団体の交通事故相談員を対象とした研修等を実施する。

【国土交通省】（２－３５）

(9) 法曹関係者に対する犯罪被害者等の理解促進

法曹養成のための教育において、犯罪被害者等について理解を深めるよう、法科大学院等に対し、犯罪被害者等に関する研修教材の周知等を通じて理解向上を促す。【文部科学省】（２－３６）

(10) 医療関係者に対する犯罪被害者等の理解促進

医学生や看護学生を含む医療関係者が犯罪被害者等の心情やトラウマインフォームドケア等について理解を深めるよう、医療機関や大学等の養成に関わる機関・団体に対し、犯罪被害者等に関する研修教材の周知等を通じて、医療関係者の理解促進を図る。【文部科学省、厚生労働省】（２－３７）

(11) 学校における相談対応能力の向上等

教職員が犯罪被害に遭った児童生徒及びその兄弟姉妹である児童生徒の相談等の心理的ケアに的確に対応できるよう、犯罪等の被害に関する研修等の実施、犯罪被害に遭った児童生徒等への対応等に係る周知等を通じて教職員の理解を深め、対応力の向上を図る。【文部科学省】（２－３８）

(12) 捜査における配慮等

警察本部や警察署の性犯罪捜査を担当する係への女性警察官の配置及び職員の実務能力の向上、事情聴取時における相談室や被害者支援用車両の活用並びに産婦人科医会や犯罪被害者等早期援助団体をはじめとする民間被害者支援団体、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター等とのネットワークの構築による連携強化等に努め、性犯罪被害者の心情に配慮した対応を図る。【警察庁】（２－３９）

(13) 被害児童からの事情聴取における配慮

警察、検察庁、児童相談所等の連携体制を強化するとともに、警察、検察庁、児童相談所は、医療、福祉等の関係機関とも事案に応じて連携しつつ、犯罪被害者等となった児童からの事情聴取に先立って協議を行い、警察、検察庁又は児童相談所の代表者が聴取を行う取組を国として支援する。また、事情聴取に際しては、児童が精神的負担を感じにくい聴取の場

所・回数・方法等に配慮するなどの取組を継続して推進する。

さらに、犯罪被害者等となった児童から最初に話を聞くこととなる可能性の高い教育機関等に対し、被聴取者の記憶の汚染を防止する必要性の周知を図る。【警察庁、こども家庭庁、法務省、厚生労働省】（２－４０）

３ 再被害の防止等の安全確保に関する施策

（１） 警察における再被害防止措置の推進

同一の加害者により再び危害を加えられるおそれのある犯罪被害者等を再被害防止対象者として指定するとともに、当該加害者を収容している刑事施設等と緊密に連携し、防犯指導・警戒等の再被害防止措置を推進する。また、関係機関と連携し、犯罪被害者等の個人情報の保護に配慮した上で、加害者の動向把握を行うほか、必要に応じ、指導警告等の措置を実施する。【警察庁】（２－４１）

（２） 人身安全関連事案への対策

ストーカー事案をはじめとする人身安全関連事案については、認知した段階では危害を加えられる危険性や切迫性を正確に把握することが困難である一方、事態が急展開して重大事件に発展するおそれが極めて高いことから、相談者やその関係者の心情に寄り添いつつ対応を行い、被害者等の安全の確保を最優先に、関係法令を駆使した加害者の検挙による加害行為の防止や被害者の保護措置等の組織的な対応を推進する。また、被害者等の安全確保をより確実にするため、ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成 12 年法律第 81 号。以下「ストーカー規制法」という。）に基づく禁止命令等を受けた加害者全員を対象として、カウンセリング等を受けるよう働き掛けているほか、電話連絡や面談によって近況等を把握し、その都度、加害行為の再発や報復のおそれの有無等についてのリスク評価を行うとともに、被害者等の保護措置の見直しを行うなど、被害者等の安全確保をより確実なものとするための取組を推進する。【警察庁】（２－４２）

（３） 警察における保護対策の推進

暴力団等による犯罪の被害者等に対する報復等を未然に防止するため、暴力団等から危害を受けるおそれのある者を保護対象者として指定し、危害を受けるおそれの程度に応じ、その危害を防止するための必要な措置を講ずるなど、警察組織の総合力を発揮した保護対策を推進する。【警察庁】（２－４３）

- 1
2 (4) 保釈に関する犯罪被害者等に対する安全への配慮の充実
3 加害者の保釈申請がなされた場合には、事案に応じ、保釈申請の結果を
4 速やかに犯罪被害者等に連絡するなど、犯罪被害者等の安全確保に一層
5 配慮するように努める。【法務省】(2-44)
6
7 (5) 加害者に関する情報提供の適正な運用
8 再被害防止のため、警察の要請に応じ、刑事施設、地方更生保護委員会
9 及び保護観察所が警察に対して行う受刑者の釈放予定、帰住予定地、仮釈
10 放中の特異動向等の情報提供や、再度の加害行為のおそれを覚知した検
11 察官、刑事施設、地方更生保護委員会及び保護観察所による警察への連絡
12 について、関係者への周知徹底を図り、引き続き、円滑かつ適正な運用に
13 努める。【警察庁、法務省】(2-45)
14
15 (6) 再被害の防止に資する適切な加害者処遇
16 ア 地方更生保護委員会又は保護観察所において、事案に応じ、犯罪被害
17 者等の安全確保に必要な仮釈放者及び保護観察付執行猶予者の特別遵
18 守事項の適切な設定に努めるとともに、保護観察所において、当該事項
19 を遵守させるための加害者に対する指導監督を徹底する。【法務省】(2
20 -46)
21 イ ストーカー事案や配偶者等からの暴力事案等の加害者として刑事施
22 設に収容され仮釈放された者及び保護観察付執行猶予となった者につ
23 いては、犯罪被害者等との接触の禁止等の特別遵守事項を適切に設定
24 することや、その遵守状況を的確に把握し、指導監督することが必要で
25 あることから、保護観察所及び警察が緊密かつ継続的に連携し、当該者
26 の特異動向等を双方で迅速に把握して、必要な措置を講ずる。【警察庁、
27 法務省】(2-47)
28
29 (7) 再被害の防止に資する教育の実施等
30 配偶者等からの暴力事案の被害者の支援の一環として、加害者に働き
31 かけることで加害者に自らの暴力の責任を自覚させる加害者プログラム
32 について、その必要性や実施に当たっての留意事項等について理解の促
33 進を図り、各地域における実施を推進する。【内閣府】(2-48)
34
35 (8) 再被害の防止に向けた関係機関の連携の強化
36 ア 警察と学校等関係機関の通報連絡体制や要保護児童対策地域協議会

1 の活用、加害少年やその保護者に対する指導等の一層の充実を図り、再
2 被害の防止に努める。また、犯罪被害等の個々の少年が抱える問題に応
3 じた的確な対応を行うため、学校、警察、児童相談所等の担当者から成
4 る少年サポートチームを編成し、それぞれの専門分野に応じた役割分
5 担の下、少年に対する指導・助言を行う。【警察庁、文部科学省】（２－
6 49）

7 イ 配偶者等からの暴力事案の被害者、人身取引（性的サービスや労働の
8 強要等）事犯の被害者、児童虐待の被害児童等の保護等に関する警察、
9 女性相談支援センター、配偶者暴力相談支援センター、児童相談所等の
10 連携について、犯罪被害者等の意見・要望を踏まえ、一層の強化を図る。
11 【内閣府、警察庁、こども家庭庁、厚生労働省】（２－50）

12 13 (9) 再被害防止のための安全確保方策の検討

14 内閣府、警察庁及び法務省が連携し、ストーカー事案や配偶者等からの
15 暴力事案をはじめ、犯罪被害者等が同一の加害者から再被害を受けてい
16 る実態やそのおそれ等を把握した上で、他の関係省庁の協力も得て、犯罪
17 被害者等の効果的な安全確保方策について引き続き検討する。【内閣府、
18 警察庁、法務省】（２－51）

19 20 (10) 犯罪被害者等の一時保護の実施

21 ア 児童相談所による一時保護や一時保護委託の適正な運用を図る。【こ
22 ども家庭庁】（２－52）

23 イ 「児童虐待防止対策の抜本的強化について」（平成31年3月19日児
24 童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）等に基づき、児童相談所の
25 一時保護施設において個別対応ができる職員体制の強化や環境整備を
26 推進する。【こども家庭庁】（２－53）

27 ウ 女性相談支援センターにおける被害女性の安全の確保や心理的ケア
28 が十分に行われるよう、女性相談支援センターの体制を整備し、夜間・
29 休日を含む緊急時についても、適正かつ効果的な一時保護を実施する
30 とともに、女性自立支援施設及び民間シェルター等への一時保護委託
31 の適切な運用に努める。【厚生労働省】（２－54）

32 33 (11) 犯罪被害者等に関する情報の保護

34 ア 証拠開示の際に証人等の住居等が関係者に知られることのないよう
35 に求める制度や、性犯罪等の事件の公開の法廷では氏名、住所その他被
36 害者の特定につながる事項を明らかにしない制度について周知徹底を

図るとともに、訴訟関係者への注意喚起を含め、これらの制度の一層適正な運用に努めるよう、検察官等の意識の向上を図る。また、証人への付添い、遮へい等の犯罪被害者等の保護のための措置について周知徹底を図り、これらの制度の一層適正な運用に努めるよう、検察官等の意識の向上を図る。さらに、更生保護官署においても、保管する犯罪被害者等の個人情報適切に管理するよう周知徹底を図る。【法務省】(2-55)

イ 検察官が、ストーカー事案等について、所要の捜査を遂げた上、事案に応じて、適切な起訴・不起訴等の刑事処分を行うとともに、捜査・公判の各段階において、犯罪被害者等に関する情報の保護に配慮するなど、適切に対応するように努める。【法務省】(2-56)

ウ 法テラスにおいて、常勤弁護士を含む職員に対し、犯罪被害者等の個人情報の取扱いに十分留意するよう指導を行う。【法務省】(2-57)

エ 市区町村における「ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための住民基本台帳事務における支援措置」制度及び「ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者に係る選挙人名簿の抄本の閲覧に関する厳格な取扱いについて」(平成29年9月29日付け総務省自治行政局選挙部選挙課長通知)について、厳格な運用により犯罪被害者等に係る情報の保護の徹底がなされるよう、必要に応じて手続を周知する。【総務省】(2-58)

オ 引き続き、市区町村における「DV被害者等の住所等の記載がある届書等に関する戸籍法第48条第2項に基づく届書等の記載事項証明書等の取扱いについて」(平成24年3月23日付け法務省民事局民事第一課補佐官(戸籍担当)事務連絡)に基づく手続、法務局における「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第1条第2項に規定する被害者が登記義務者又は登記権利者とならないが、添付情報に当該被害者の現住所が記載されている場合における閲覧の方法について」(平成27年3月31日付け法務省民事局民事第二課長通知)等に基づく取組及び「DV被害者から供託物払渡請求書の住所等の秘匿に係る申出があった場合における措置について」(平成25年9月20日付け法務省民事局商事課長通知)に基づく手続を周知するとともに、厳格な運用により犯罪被害者等に係る情報の管理の徹底を図る。【法務省】(2-59)

カ 運輸支局等における登録自動車の「登録事項等証明書の交付請求に係る配偶者からの暴力、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ず

る行為の被害者の保護のための取扱いについて」(平成 26 年 7 月 11 日
付け国土交通省自動車局自動車情報課長通知) や、軽自動車検査協会に
おける「検査記録事項等証明書交付請求に係る配偶者からの暴力、ス
トーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護の
ための取扱いについて」(平成 27 年 1 月 26 日付け国土交通省自動車局
整備課長通知) に基づく手続を周知するとともに、厳格な運用により犯
罪被害者等に係る情報の管理の徹底を図る。【国土交通省】(2-60)

(12) 教育・保育等を提供する場における児童に対する性暴力の防止等の推
進

令和 6 年 6 月に成立した学校設置者等及び民間教育保育等事業者によ
る児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和 6 年法律
第 69 号)において、学校や保育所をはじめ、一定の教育・保育を提供す
る事業者に対して、その従事者によるこどもへの性暴力等を防止するた
め、面談・相談・研修といった日頃からの安全確保措置や、従事者の性犯
罪前科の確認が義務付けられる。具体的な措置の内容等については、有識
者の意見を伺い、関係省庁とも連携しながら、引き続き検討を進めている
ところであり、特に従事者に対する研修については、全ての従事者が、こ
どもの権利を理解し、児童への性暴力加害の抑止や、性暴力の疑いが生じ
た場合の対応に関する理解を深めることができるよう、調査研究等も踏
まえて充実を図る。【こども家庭庁】(2-61)

重点課題第3 刑事手続等への関与拡充への取組

第1 現状認識と具体的施策の方向性

1 現状認識

事件の正当な解決は、犯罪被害者等にとっての希望である上、その被害の回復に不可欠である。また、解決に至る過程に犯罪被害者等が関与することは、その精神的被害の回復に資する面がある。「事件の当事者」である犯罪被害者等が、一連の刑事手続等の中で「知りたい」「関わりたい」などの思いを抱くのは当然であるといえる。

政府としては、このような認識の下、第1次基本計画の策定当初から第4次基本計画に至るまで、各種施策を講じてきた。その代表的なものの一つが、刑事裁判における被害者参加制度の導入である。その導入をはじめとした各種取組により、「刑事手続において被害者は証拠として扱われているにすぎず、当事者にふさわしい扱いを受けていない」と批判されていた従来の状況の改善が図られてきた。

また、公判の場面のみならず、加害者の処遇においても、犯罪被害者等の関与拡充や配慮の取組は着実に進展してきた。令和4年の関連する各種法律の改正等により、刑の執行段階等と保護観察の両場面で犯罪被害者等の心情等を踏まえた、加害者の処遇の充実が図られ、刑の執行段階等や保護観察において犯罪被害者等の心情等を考慮すること（刑事収容施設法第85条第1項、少年院法第23条の2第1項及び更生保護法第3条）が明確化され、刑の執行段階等や保護観察の一連の過程の中で犯罪被害者等の心情等を聴取・伝達する制度⁹等が整えられた。

このように、第1次基本計画から取り組んできた本重点課題に係る取組には一定の進展が見られ、犯罪被害者等が置かれた状況は改善している。

しかし、今もなお犯罪被害者等からは、制度及び運用の両面から、本重点課題に関連する要望が寄せられており、また、新たに開始された制度についても運用上の課題や懸念を指摘する声がある。さらに、少年保護事件や医療観察制度の対象事件については、それぞれ少年の健全育成や医療観察制度の対象となる加害者（以下「医療観察対象者」という。）の病状の改善や社会復帰といった各制度の目的がある一方で、犯罪被害者等からは、加害者の年齢や事情に関わりなく、理不尽に犯罪被害に遭った事実には変わりがなく、「事件の当事者」としてのふさわしい関与や配慮を求める声が寄せられ

⁹ 保護観察における心情等伝達制度については、平成19年から導入されている。

1 ている。

2 以上を踏まえ、各種刑事手続等が、国家・社会の秩序維持、個人の人権の
3 保障、少年の健全育成、医療観察対象者の病状の改善や社会復帰等の様々な
4 要請に応えるものでなければならないことを前提としつつ、「事件の当事者」
5 である犯罪被害者等が、これらの手続に適切に関与することができるよう、
6 その機会を拡充するための検討を進めていく。

7 8 2 具体的施策の方向性

9 (1) 捜査、公判等の段階における関与等

10 ア 公判前整理手続

11 (7) 犯罪被害者等又はその代理人弁護士による公判前整理手続への関 12 与の在り方

13 犯罪被害者等からは、犯罪被害者等及びその代理人弁護士が公判
14 前整理手続に参加できる制度を設けるべきとの要望がある。その背
15 景としては、個々の事件に関して、起訴されてから公判期日までの間
16 に何が行われ、どのような議論の結果、公判における審理計画が決め
17 られたのかを知りたいということや、公判期日に犯罪被害者等が参
18 加するに当たっての十分な準備のために必要であるということ等が
19 挙げられている。

20 現行の刑事訴訟制度の基本構造は、検察官が訴因を設定して、事実
21 に関する主張・立証を行う一方、被告人・弁護人がこれに対する防御
22 を行い、これらを踏まえて公正中立な裁判所が判断を行うものであ
23 る。被害者参加制度は、このような基本構造を維持しつつ、これを損
24 なうことのない範囲で犯罪被害者等が刑事裁判に参加することを認
25 めるものである。その上で、公判前整理手続は、事件の争点及び証拠
26 の整理等の公判準備をするためのものであるところ、これに犯罪被
27 害者等が実質的に参加する、すなわち、事件の争点及び証拠の整理等
28 について犯罪被害者等が裁判所に対して意見を述べ得ることとした
29 場合には、犯罪被害者等が、事件の争点等の整理に関与することとな
30 り、現行の刑事訴訟制度の基本構造に変容をもたらし得るのであつ
31 て、犯罪被害者等が公判前整理手続に実質的に参加することができ
32 ることとする制度を設けることについては慎重な検討を要する。

33 他方で、犯罪被害者等又はその代理人弁護士が公判前整理手続に
34 在席できるようにすべきであるとの要望も見られるところ、これに
35 ついては、在席すること自体が刑事訴訟制度の基本構造を変容させ
36 るものとはいいい難い上、これにより、犯罪被害者等又はその代理人弁

1 護士と検察官との間の意思疎通の円滑化に資するほか、公判前整理
2 手続においてどのようなことが行われているのかを知りたいという
3 犯罪被害者等の要望にも適うものと考えられる。現在も、犯罪被害者
4 等又はその代理人弁護士が公判前整理手続等への在席を特に希望す
5 る場合において、その理由、犯罪被害者等又はその代理人弁護士が公
6 判前整理手続等に在席することの弊害の有無・程度、弁護人の意見等
7 を考慮して相当と認めるときは、検察官から係属裁判所に対し、犯罪
8 被害者等又はその代理人弁護士の希望を伝えることとしている。
9 もっとも、犯罪被害者等が公判前整理手続に在席することについて
10 は、犯罪被害者等が公判期日に証人となる可能性がある場合にそう
11 した者が証人となるに先立って公判前整理手続に在席することは適
12 切ではないなどの課題が指摘されているところである。

13 そこで、このような課題や犯罪被害者等のニーズを踏まえ、現行の
14 刑事訴訟制度の基本構造に反しない範囲での犯罪被害者等による公
15 判前整理手続への関与の在り方について、多角的な検討を行う。

16 (イ) 検察官と犯罪被害者等との十分な意思疎通の確保

17 犯罪被害者等から公判前整理手続への参加等の要望が生じる背景
18 には、公判前整理手続を含む進行中の刑事手続でどのようなことが
19 行われているかについて、検察官と犯罪被害者等との間で十分なコ
20 ミュニケーションが取られていない場合があることにも一因があり、
21 (ア)で述べた検討の前提としてもこの点の充実を図ることが重要で
22 あるとの指摘がある。証人となる可能性がある犯罪被害者等につい
23 ては、事前に争点や証拠の整理状況を具体的に伝えることが難しい
24 面もあるが、その理由を含め丁寧に説明し、検察官が犯罪被害者等に
25 公判前整理手続の進捗状況等を適時適切に伝達していくことは、犯
26 罪被害者等保護の観点から必要な手続である。この認識や必要な対
27 応について、今一度、検察官に対し、教育・周知を行い、徹底する。

28 イ 被害者参加制度の対象犯罪以外の事件を含む一定の犯罪に係る犯罪 29 被害者等への配慮

30 (ア) 犯罪被害者等からは、被害者参加制度の対象犯罪をストーカー規
31 制法違反、私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法
32 律（平成26年法律第126号）違反、迷惑防止条例違反、児童福祉法
33 （昭和22年法律第164号）違反、暴行、住居侵入等にも拡大するこ
34 とについて要望がある。

35 被害者参加制度の対象犯罪は、刑事訴訟法第316条の33第1項各
36 号に規定されており、個人の尊厳の根幹を損なう人の生命、身体又は

自由を侵害する罪で、かつ、犯罪被害者等のニーズが高いと考えられるものに限定されている。そして、この対象犯罪を拡大することについては、現行の対象犯罪と同程度に、個人の尊厳の根幹を損なう人の生命、身体、又は自由を侵害する罪であるといえるか、仮にそのような罪に該当しない特定の罪を対象犯罪に追加した場合に、対象犯罪に追加されない事件の犯罪被害者等との間に不均衡が生ずるのではないか、対象事件数が増加することで制度の円滑な運用に支障を来すおそれはないかといった課題があるところである。

そこで、犯罪被害者等のニーズを踏まえつつ、こうした様々な課題があることも考慮して、被害者参加制度の対象犯罪の拡大の要否・可否等について多角的な検討を行う。

- (イ) また、被害者参加制度の対象犯罪拡大に係る要望の背景には、前記(ア)に掲げた罪については、事案の性質上、犯罪被害者等にとって、一般の傍聴人と共に傍聴したり、被告人から自身の姿が見える状態で傍聴したりすることが心理的な負担となるなどの理由から傍聴へのハードルが高いといった意見もあり、こうした犯罪被害者等の心情については、十分に尊重されるべきものである。

この点、刑事訴訟法では、公判手続における犯罪被害者等のプライバシー等を保護するための措置として、一定の場合に犯罪被害者等と被告人や傍聴人等との間に遮蔽の措置を設ける制度や、ビデオリンク方式により手続を行うことを認める規定がある。

そこで、こうした規定も参考としつつ、犯罪被害者等のプライバシー等に配慮した公判の傍聴の方法について多角的な検討を行う。

ウ その他捜査、公判等の段階における各種取組

前記アやイのほか、被害の相談・届出・告訴に対して適切に対応すること、司法解剖時の対応等の場面において犯罪被害者等の心情に配慮した取組を推進すること、捜査や公判等の状況について犯罪被害者等に適時適切に情報提供すること等の従前の取組についても引き続き推進していく。

(2) 加害者の処遇段階における関与等

ア 心情等の聴取・伝達制度

前記1のとおり、令和4年の刑事収容施設法、少年院法及び更生保護法の改正（令和5年12月1日施行）により、刑の執行段階等と保護観察の両場面において、犯罪被害者等の心情等を考慮すべきことが法律上明記され、刑事施設や少年院といった施設内で行う処遇や、社会内で行う処遇の充実化が図られた。これによって、犯罪被害者等の思いに応

える施設内処遇及び社会内処遇を実現させるとともに、受刑者等や保護観察対象者の改善更生にも資することが期待される。この改正により、刑の執行段階等や保護観察の一連の過程の中で犯罪被害者等の心情等を聴取・伝達する制度が整えられた。この心情等の聴取・伝達制度については、対応する職員の犯罪被害者等に対する理解を増進させることや犯罪被害者等の二次的被害を防止すること等の要望が寄せられていることから、心情等の聴取・伝達制度を利用した犯罪被害者等の意見を踏まえながら、犯罪被害者等の被害回復に資する制度運用となるよう、実施・改善を図っていく。

イ その他処遇段階における各種取組

アのほか、被害者等通知制度を活用して加害者の処遇状況等を通知すること、受刑者と犯罪被害者等の面会・信書の発受が適切に運用されること等の従前の取組についても引き続き推進していく。

(3) 少年保護事件・医療観察対象事件における関与等

少年法（昭和 23 年法律第 168 号）は、その目的を「少年の健全な育成」を期すものと定め（少年法第 1 条）、また、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成 15 年法律第 110 号。以下「医療観察法」という。）は、その目的を「継続的かつ適切な医療並びにその確保のために必要な観察及び指導を行うことによって、その病状の改善及びこれに伴う同様の行為の再発の防止を図り、もってその社会復帰を促進すること」と定めている（医療観察法第 1 条）。

犯罪被害者等の立場に立てば、加害者の年齢や精神状態にかかわらず、理不尽に犯罪被害に遭ったということに変わりはないが、上記のとおり、これらの制度については通常の刑事手続とは異なる目的があることを踏まえ、各制度との調和を図りながら、犯罪被害者等のニーズに応えていくための施策を検討・実施していく。

ア 少年保護事件

少年保護事件に係る犯罪被害者等の関与については、平成 12 年に少年法が改正（平成 13 年 4 月 1 日施行）され、犯罪被害者等の申出により家庭裁判所が意見を聴取する仕組み（同法第 9 条の 2）等が導入されたほか、第 1 次基本計画の期間中の平成 20 年にも同法が改正（平成 20 年 12 月 15 日施行）され、一定の重大事件の犯罪被害者等が少年審判を傍聴することができるようになった（同法第 22 条の 4）。

また、前記(2)アの心情等の聴取・伝達制度は、少年保護事件の犯罪被害者等についても、成人の刑事事件の犯罪被害者等と同様に利用できるものとなっている。

1 このように、少年保護事件について犯罪被害者等が関与し、また、一
2 定の情報を得ることができる仕組みは整えられてきていることから、
3 犯罪被害者等が、その希望に応じて、これらの制度を円滑に利用できる
4 よう周知するとともに、犯罪被害者等の心情に配慮した上で、犯罪被害
5 者等がこれらの制度を利用しやすいように適正な制度運用を図ってい
6 く。

7 イ 医療観察対象事件

8 これまで、医療観察制度の対象事件¹⁰に係る犯罪被害者等には、不起
9 訴処分の理由等の説明、処遇段階における情報提供制度の整備・充実等、
10 各種施策が講じられてきた¹¹。しかしながら、医療観察制度の対象事件
11 に係る犯罪被害者等からは、同じく被害を受けた場合でも加害者が医
12 療観察制度の対象となるか、それとも、刑事裁判、刑の執行及び保護観
13 察の対象となるかによって犯罪被害者等としての処遇に差が生じるの
14 は不合理だとして、医療観察手続の審判における代理人弁護士や付添
15 人の傍聴を含めた傍聴の拡充や、医療観察手続における犯罪被害者等
16 の心情等の聴取・医療観察対象者への伝達を実現すべきとの要望のほ
17 か、医療観察対象者に関する情報提供を更に拡充すべきとの要望もあ
18 る。

19 医療観察制度は、刑事手続とは異なる目的を有すること等から、これ
20 と単純に比較することはできないほか、医療観察対象者の病歴等は要
21 配慮個人情報（個人情報の保護に関する法律第2条第3項）でもあるが、
22 第5次基本計画の検討過程においては、現行制度の目的等を前提とし
23 つつも何らかのかたちで要望を実現することはできるのではないかと、

¹⁰ 捜査の結果、被疑者が心神喪失等の状態にあることが認められ不起訴処分となるなどした場合には、検察官の申立てにより、地方裁判所が医療観察の審判を開始する。この審判によって、入院決定がなされた場合には、医療観察対象者は指定された医療機関に入院し、専門的な医療を受けることとなる。また、当初の審判によって通院決定がなされた場合や、入院決定を受けた医療観察対象者について、その後、指定入院医療機関等からの申立てにより裁判所が退院許可決定を行った場合には、医療観察対象者は、地域社会での生活を営みながら、指定された通院医療機関における医療を受けつつ、保護観察所による精神保健観察を受けることとなる。そして、通院の期間が満了した場合や裁判所により処遇の終了決定がなされた場合等に、医療観察制度による処遇が終了する。

¹¹ 捜査の段階においては、警察・検察から連絡・説明が行われ、入院や通院の可否を判断するための審判においては、裁判所の裁量により、犯罪被害者等の傍聴が可能とされている（医療観察法第47条第1項）。また、処遇段階においては、犯罪被害者等の申出に基づき、保護観察所から、医療観察対象者の氏名、医療観察対象者の処遇段階、各処遇の開始又は終了年月日、各処遇段階の終了事由及び地域社会における処遇中の医療観察対象者との接触状況等について情報提供する制度が平成30年から実施され、このうち、各処遇段階の終了事由については、令和6年に情報提供の内容として追加されたものである。

1 少なくともその検討を行うべきではないかとの議論もあったところ
2 ある。

3 そこで、こうした議論も踏まえ、審判の傍聴制度の充実、医療観察手
4 続における犯罪被害者等の心情等の聞き取りや医療観察対象者への伝
5 達及び医療観察対象者に関する情報提供の在り方について、多角的な
6 検討を行う。

7 8 **第2 具体的施策**

9 **1 捜査、公判等の段階における関与等に関する施策**

10 **(1) 被害の届出や相談に対する適切な対応**

11 犯罪被害者等からの被害の届出や相談に対しては、犯罪被害者等の立
12 場に立った適切な対応が行われるよう努めるとともに、被害の届出に関
13 しては、警察において、その内容が明白な虚偽又は著しく合理性を欠くも
14 のである場合を除き、迅速・確実に受理する。また、犯罪被害者等からの
15 届出や相談内容も踏まえて、被害金の振込先口座に関して金融機関に対
16 する迅速な凍結依頼を確実に実施するなど、被害の拡大防止及び被害の
17 回復に努める。【警察庁、金融庁】（3－1）

18 19 **(2) 告訴への適切な対応**

20 犯罪の不成立が明白であるような告訴や根拠が必ずしも十分とは認め
21 られないような告訴については、告訴人に対してその旨を説明し、告訴状
22 の補正や疎明資料の追加を促すなどの措置を執る場合もあり、直ちに告
23 訴を受理することが必ずしも相当とはいえない場合もあるが、引き続き、
24 告訴について可能な限り迅速かつ適切な対応が行われるように努める。
25 【警察庁、法務省】（3－2）

26 27 **(3) 医療機関等における性犯罪被害者からの証拠資料の採取等の促進**

28 ア 当初は警察への届出をちゅうちょした性犯罪被害者が、後日警察へ
29 の届出意思を有するに至った場合に備え、医療機関等において性犯罪
30 被害者の身体等から証拠資料を採取しておくため、協力を得られた医
31 療機関等に性犯罪証拠採取キットを整備する取組を進める。また、証拠
32 資料の保管に当たっては、性犯罪被害者のプライバシーの保護に配慮
33 する。【警察庁】（3－3）

34 イ 産婦人科医会等とのネットワークを活用するなどして、性犯罪被害
35 者からの証拠資料の採取の方法を医師等に教示するとともに、捜査に
36 支障のない範囲で、医療機関等で採取した証拠資料の鑑定状況に関す

る情報を提供する。【警察庁】（３－４）

(4) 適正かつ緻密な交通事故事件捜査の一層の推進等

重大・悪質な交通事故事件等については、捜査経験の豊富な交通事故事件捜査統括官及び交通事故の科学的解析に関する研修を積んだ交通事故鑑識官が事故現場に赴いて客観的証拠の収集等の捜査指揮を行うなど、適正かつ緻密な交通事故事件捜査を推進するとともに、捜査員に対する各種研修の充実に努めるなど、交通事故被害者等の心情に配慮した取組を一層推進する。【警察庁】（３－５）

(5) 司法解剖等における遺族の心情への配慮等

捜査機関が連携し、検視及び司法解剖に関し、パンフレットの配布等の工夫も含め、遺族の心情に配慮した適切な説明を適切な時期に行うことに努める。また、法務省において、警察庁、法医学関係機関等の協力を得て、司法解剖後の臓器等が司法解剖実施機関等で長期間保管される場合があることに関し、遺族の理解と協力を得るため、適切な説明等が行われるように努める。さらに、警察庁及び法務省において、法医学関係機関等と調整の上、遺族に対する死者の臓器等の適切な返還手続等について検討を行う。加えて、遺体の取扱いに当たって、死者及びその遺族等への礼意を失わないよう、引き続き、会議・研修等を通じて関係機関等に周知を図る。【警察庁、法務省、海上保安庁、文部科学省、厚生労働省】（３－６）

(6) 押収物等の還付等における犯罪被害者等の意向を踏まえた対応

ア 犯罪被害者等への証拠物件の還付等については、犯罪被害者等の立場、心身の状況、置かれている環境等へ適切に配慮するとともに、その意向を踏まえた上で行っており、引き続き適正な対応を徹底する。【警察庁】（３－７）

イ 被害者の遺族又は家族の心情を踏まえ、捜査・公判に及ぼす影響等にも配慮しつつ、証拠品の還付等を行うとともに、必要に応じ、還付の時期及び方法等について説明を行っているところであり、引き続きその適正な運用を行う。【法務省】（３－８）

(7) 捜査に関する適切な情報提供等

ア 捜査への支障等を勘案しつつ、被害者連絡制度等の周知徹底・活用を図り、犯罪被害者等の要望に応じて捜査状況等の情報を提供するように努める。また、必要に応じ、犯罪被害者等早期援助団体をはじめとする

民間被害者支援団体等との連携を図る。【警察庁】（３－９）
イ 捜査への支障等を勘案しつつ、犯罪被害者等に対し、適時適切に捜査
状況等の情報を提供するように努める。【法務省】（３－１０）

(8) 被害者等通知制度の周知

検察官等が犯罪被害者等の事情聴取等を行ったときは、被害者等通知
制度に基づく通知の希望の有無を確認するとともに、犯罪被害者等の支
援に関する情報を網羅的に紹介するパンフレット「犯罪被害者の方々へ」
の配布や犯罪被害者等施策に関するポータルサイトへの掲載等を通じて、
同制度の周知を徹底する。また、少年審判後の同制度に関するリーフレッ
トを関係機関に配布するなどして、同制度の周知を徹底する。【法務省】
（３－１１）

(9) 犯罪被害者等と検察官の意思疎通の充実

ア 犯罪被害者等の意見等をより適切に把握し刑事裁判に適切に反映さ
せるため、犯罪被害者等と検察官の意思疎通の一層の充実を図り、被害
状況等の供述調書等による証拠化並びに犯罪被害者等の証人尋問及び
意見陳述の活用等により、被害状況等を的確に立証するように努める。
【法務省】（３－１２）

イ 犯罪被害者等の意向に応じ、適宜の時期に、検察官が刑事裁判の公判
前整理手続等の経過及び結果について必要な説明を行うように努める。
また、犯罪被害者等が公判傍聴を希望する場合は、その機会が可能な限
り得られるよう、公判期日の指定に当たっては、検察官が犯罪被害者等
と十分なコミュニケーションを取り、必要に応じて犯罪被害者等の意
向を裁判所に伝えるように努める。【法務省】（３－１３）

ウ 犯罪被害者等の要望に応じて、事案の内容、捜査・公判に支障を及ぼ
すおそれや関係者の名誉・プライバシーを害するおそれの有無・程度等
を考慮しつつ、適時の時期に、適切な方法で、公判における検察官の主
張・立証の内容を分かりやすく説明するように努める。【法務省】（３－
１４）

(10) 保釈における犯罪被害者等の意見の適切な反映

加害者の保釈申請がなされた場合には、事案に応じ、改めて犯罪被害者
等に連絡して事情聴取を行うなどして、裁判所に提出する検察官意見に
犯罪被害者等の意見を適切に反映させるように努める。【法務省】（３－１５）

1 (11) 警察及び検察における犯罪被害者等のための施設整備等

2 ア 事情聴取時における相談室や被害者支援用車両の活用を図るととも
3 に、これらの施設等の改善に努めるよう都道府県警察を指導する。【警
4 察庁】(3-16)

5 イ 庁舎の建て替えを予定している検察庁については、建て替え時に被
6 害者専用待合室を設置し、それ以外の検察庁については、スペースの有
7 無、設置場所等を勘案しつつ、被害者専用待合室の設置について検討を
8 行う。【法務省】(3-17)

9
10 (12) 不起訴事案等に関する適切な情報提供

11 ア 不起訴記録を保存する各検察庁に対し、不起訴記録(医療観察の申立
12 をした事件を含む。)の弾力的開示について引き続き周知徹底を図る。
13 また、不起訴記録の開示対象の拡大についても、被害者保護の要請に配
14 慮しつつ、引き続き適切な対応に努める。【法務省】(3-18)

15 イ 検察官が、不起訴処分(医療観察の申立をした事件を含む。)につい
16 て、犯罪被害者等の要望を踏まえ、関係者の名誉・プライバシー等の保
17 護の要請等に配慮しながら、事前又は事後に、処分内容及び理由並び
18 に犯罪被害者等の支援に関する制度について十分な説明を行うよう、
19 引き続き、検察庁に対する周知に努める。【法務省】(3-19)

20
21 (13) 公判前整理手続への関与の在り方の検討

22 犯罪被害者等又はその代理人弁護士が公判前整理手続等への在席を特
23 に希望する場合であって、その理由、犯罪被害者等又はその代理人弁護
24 士が公判前整理手続等に在席することの弊害の有無・程度、弁護人の意見等
25 を考慮して相当と認めるときは、係属裁判所に対し、犯罪被害者等又はそ
26 の代理人弁護士の希望を適切に伝えるなどの配慮をするように努める。

27 そのほか、犯罪被害者等のニーズを踏まえ、公判前整理手続の趣旨等
28 も留意しつつ、現行の刑事訴訟制度の基本構造に反しない範囲で犯罪被
29 害者等又はその代理人弁護士による公判前整理手続への関与の在り方
30 について、制度と運用の両面から多角的な検討を行い、その結果に基づいて
31 必要な措置を講ずる。【法務省】(3-20)

32
33 (14) 国民に分かりやすい訴訟活動

34 視覚的な工夫を取り入れた国民に分かりやすい訴訟活動を行うように
35 努める。【法務省】(3-21)

1 (15) 公判への出廷等における犯罪被害者等への配慮

2 ア 犯罪被害者等に裁判への出廷を求める場合には、その心身の状態や
3 発達の程度に十分に配慮し、二次的被害を防止するように努める。【法
4 務省】(3-22)

5 イ 情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正
6 する法律(令和7年法律第39号)に基づき令和8年度中に可能となる
7 ビデオリンク方式による被害者参加を含め、裁判手続における犯罪被
8 害者等の保護のための措置について周知徹底を図り、一層適正に運用
9 されるように努める。【法務省】(3-23)

10
11 (16) 被害者参加制度の対象犯罪の拡大の要否・可否等についての多角的検
12 討

13 被害者参加制度の対象犯罪を拡大することに関する犯罪被害者等の要
14 望があることを踏まえ、現行の対象犯罪が定められた趣旨との整合性、非
15 対象事件の犯罪被害者等との間の均衡等の課題があることも考慮して、
16 被害者参加制度の対象犯罪の拡大の要否・可否等について多角的な検討
17 を行う。【法務省】(3-24)

18
19 (17) 傍聴時のプライバシー等への配慮

20 犯罪被害者等が公判を傍聴する場合に、事案の性質によっては、一般の
21 傍聴人と共に傍聴したり、被告人から自身の姿が見える状態で傍聴した
22 りすることが心理的に困難であること等から傍聴へのハードルが高いと
23 の意見や、犯罪被害者等がビデオリンク方式で公判を傍聴することを認
24 めることができないかとの意見がある。このような犯罪被害者等のニー
25 ズを踏まえ、犯罪被害者等のプライバシー等に配慮した公判の傍聴の方
26 法について、いわゆる優先傍聴の在り方、犯罪被害者等がビデオリンク方
27 式により公判を傍聴することやその具体的方法、遮蔽措置の利用を含め、
28 多角的な検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。【法務省】
29 (3-25)

30
31 (18) 公判等に係る各種書面の交付、閲覧等

32 ア 冒頭陳述等の内容を記載した書面を犯罪被害者等に交付することに
33 ついて周知徹底を図り、一層適正に運用されるようにする。【法務省】
34 (3-26)

35 イ 損害賠償命令の申立てをすることができる犯罪被害者等から、起訴
36 状記載の公訴事実等の内容を把握したいとの要望があった場合には、

1 起訴状記載の公訴事実等の内容を記載した書面を交付することについて
2 周知徹底を図り、一層適正に運用されるように努める。【法務省】(3
3 -27)

4 ウ 犯罪被害者等から刑事事件の訴訟記録の閲覧・謄写の申出があり、相
5 当と認められるときは、刑事事件の係属中であっても閲覧・謄写が可能
6 である旨をパンフレット等により周知するとともに、同申出に対して
7 適切に対応するように努める。また、刑事確定訴訟記録の閲覧に際して、
8 犯罪被害者等に対し、被告人や証人等の住所を開示するか否かについ
9 ては、裁判の公正を担保する必要性と一般公開により生じるおそれの
10 ある弊害等を比較衡量してその許否を判断すべきものであるところ、
11 犯罪被害者等保護の要請に配慮しつつ、適切な対応に努める。【法務省】
12 (3-28)

13
14 (19) 上訴に関する犯罪被害者等からの意見聴取等

15 被害者がいる犯罪について、判決に対する上訴の可否を検討する際、事
16 案の内容等を勘案しつつ、犯罪被害者等から意見聴取等を行うなど、適切
17 に対応するように努める。【法務省】(3-29)

18
19 (20) 少年保護事件に関する意見聴取等に関する各種制度の周知

20 少年保護事件に関する意見聴取、記録の閲覧・謄写及び審判結果等の通
21 知に関する各種制度について周知を徹底する。【法務省】(3-30)

22
23 (21) 少年審判の傍聴制度の周知

24 少年法の一部を改正する法律(平成20年法律第71号)により導入さ
25 れた、一定の重大事件の被害者等が少年審判を傍聴することができる制
26 度等について、パンフレット等による周知を徹底する。【法務省】(3-31)

27
28 (22) 医療観察審判の傍聴制度の充実

29 医療観察法においては、被害に遭われた方やその遺族の関心に応える
30 ため、裁判所が個々の事案に応じ、犯罪被害者等の審判期日における審判
31 の傍聴を許すことができるとされているところ(同法第47条第1項)、検
32 察官が医療観察の申立をした事件について、犯罪被害者等から医療観察
33 審判の傍聴の意向が示されるなどした場合は、必要に応じて、手続を主宰
34 する裁判所に犯罪被害者等の意向を適切に伝えるなどの配慮をするよう
35 に努める。また、犯罪被害者等が傍聴する際の付添いやビデオリンク方式
36 による傍聴、犯罪被害者等から委託を受けた弁護士による傍聴といった、

医療観察審判の傍聴制度の充実について、医療観察法の制度趣旨等も踏まえた上で、多角的な検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。【法務省】（３－３２）

２ 加害者の処遇段階における関与等に関する施策

（１） 被害者等通知制度の適切な運用

加害者の処遇状況等に関する事項の情報提供について、被害者等通知制度を引き続き適切に運用する。【法務省】（３－３３）

（２） 受刑者と犯罪被害者等との面会・信書の発受の適切な運用

受刑者と犯罪被害者等との面会・信書の発受が、犯罪被害者等の要望に応じ、法令に基づいて引き続き適切に運用されるよう努める。【法務省】（３－３４）

（３） 「被害者の視点を取り入れた教育」の効果検証及び改善指導・矯正教育の一層の充実

犯罪被害者等の心情等への理解を深めさせ、謝罪や被害弁償等の具体的な行動を促すための指導を含めた改善指導・矯正教育の一層の充実に努めるとともに、「被害者の視点を取り入れた教育」についての効果検証を実施し、その結果を踏まえて同指導の効果的な実施に必要な改善につなげる。【法務省】（３－３５）

（４） 刑の執行段階等における被害者等の心情等の聴取・伝達制度の運用

刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律第６７号）による改正後の刑事収容施設法等で導入された、刑の執行段階等における被害者等の心情等の聴取・伝達制度について、更生保護官署をはじめとする関係機関と連携し、適正な人材育成や制度広報を進める。また、制度を利用した犯罪被害者等の意見を踏まえ、謝罪や被害弁償等の具体的な行動を促すための指導につながるよう、同制度の運用状況等の把握及び分析を実施し、運用の在り方について検討して改善を図る。【法務省】（３－３６）

（５） 少年に対する処遇における犯罪被害者等の情報の活用

保護処分の実行に資するため、関係機関と連携の上、犯罪被害者等に関する事項について必要な情報を収集し、少年簿に適切に記載するよう引き続き努める。【法務省】（３－３７）

1 (6) 仮釈放等における犯罪被害者等の意向への配慮

2 ア 地方更生保護委員会において、仮釈放等の許否の判断に当たって、犯
3 罪被害者等の申出により聴取した意見等を考慮し、必要に応じて保護
4 観察中の特別遵守事項に反映させているところ、仮釈放等の審理にお
5 いて、犯罪被害者等の意見が一層しんしゃくされるよう努める。【法務
6 省】(3-38)

7 イ 仮釈放等審理における意見等聴取制度において犯罪被害者等から生
8 活環境の調整に関する意見等を聴取した場合は、犯罪被害者等の意向
9 等に応じ、加害者の帰住予定地が犯罪被害者等の居住地と近接してい
10 ないか、生活圏が同じでないかの把握に努め、必要に応じ、当該加害者
11 に働き掛けるなどして他の帰住予定地の調整を行うなど、犯罪被害者
12 等の意向等に配慮した生活環境の調整の実施に努める。【法務省】(3-
13 39)

14
15 (7) 犯罪被害者等の視点に立った保護観察処遇の充実

16 ア 地方更生保護委員会及び保護観察所の長が保護観察等の措置を執る
17 に当たっては、当該措置の内容に応じ、犯罪被害者等の被害に関する心
18 情、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情を考慮するものと
19 する。【法務省】(3-40)

20 イ 保護観察対象者の問題性に応じた専門的処遇プログラムの内容等の
21 充実を図るとともに、当該プログラムの受講を保護観察における特別
22 遵守事項として設定するなどして、当該プログラムを適切に実施する。
23 また、保護観察対象者に対し、犯罪等に結び付く要因及び改善更生に資
24 する事項を的確に把握して指導等を実施するとともに、犯罪被害者等
25 の心情等を十分に考慮しながら誠実に対応するよう促すため、しょく
26 罪指導を適切に実施する。【法務省】(3-41)

27 ウ 犯罪被害者等の意向等に配慮し、被害の回復又は軽減に誠実に努め
28 るよう必要な指示等を行い、謝罪及び被害弁償等に向けた保護観察処
29 遇における効果的なしょく罪指導を徹底する。【法務省】(3-42)

30
31 (8) 更生保護における意見等聴取制度及び心情等聴取・伝達制度の利便性
32 の向上

33 更生保護における意見等聴取制度及び心情等聴取・伝達制度について、
34 犯罪被害者等の最寄りの保護観察所でのオンラインによる聴取も可能と
35 していることや、被害者担当保護司の同席が可能であること等について
36 もより一層の周知を行うなど、犯罪被害者等の利便性の向上に努める。

1 【法務省】（３－４３）

2
3 (9) 犯罪被害者等の意見を踏まえた制度の在り方についての検討

4 更生保護における意見等聴取制度及び心情等聴取・伝達制度について、
5 同制度の運用状況等の把握に努めるとともに、制度を利用した犯罪被害
6 者等の意見を踏まえ、謝罪や被害弁償等の具体的な行動を促すための指
7 導等につながるよう、その在り方を検討し、必要な施策等を実施する。【法
8 務省】（３－４４）

9
10 (10) 医療観察対象者の処遇段階等に関する情報提供の適正な運用等

11 医療観察法に基づき、裁判所において実施している医療観察審判の結果
12 通知制度について、必要な情報が犯罪被害者等に届くよう、冊子・パン
13 フレット等を活用して、一層の周知を図る。

14 また、医療観察制度における犯罪被害者等に対する対象者の処遇段階
15 等に関する情報提供制度については、一部見直しを行い、令和６年１月か
16 ら、被害者等の申出に係る負担軽減を図ったほか、情報提供の項目として、
17 各処遇段階の終了時の「終了事由」を追加したところであり、引き続き、
18 本情報提供制度の円滑かつ適正な運用に努める。加えて、本情報提供制度
19 の在り方について、制度見直し後の運用状況をはじめ、医療観察対象者の
20 社会復帰の促進や個人情報の保護等の観点等を総合的に考慮した検討を
21 行う。【法務省】（３－４５）

22
23 (11) 医療観察制度における犯罪被害者等への配慮

24 保護観察所において、医療観察制度における犯罪被害者等から相談等を
25 受けた場合には、二次的被害を生み出さないよう十分配慮しつつ、
26 誠実に対応するとともに、必要に応じて、犯罪被害者等からの相談等の内
27 容を関係機関に共有する。【法務省】（３－４６）

28
29 (12) 医療観察対象事件における犯罪被害者等の関与に関する検討

30 医療観察制度の目的である医療観察対象者の社会復帰の促進や医療観
31 察対象者の個人情報の保護等を総合的に考慮しつつ、犯罪被害者等の心
32 情等を医療従事者が把握すること又はそれを医療観察対象者に伝えるこ
33 と等が入院中の医療観察対象者の社会復帰を促進するものとして見込ま
34 れるか否かについて、入院医療機関への聞き取り等を実施し、その結果を
35 踏まえて必要な検討を行う。【厚生労働省】（３－４７）

重点課題第4 支援等のための体制整備への取組

第1 現状認識と具体的施策の方向性

1 現状認識

犯罪被害者等は、損害回復（損害賠償の履行確保）等のため法的支援を受けて民事訴訟の追行等をするほか、犯罪被害者等給付金や見舞金等の支給、医療費等の公費負担、社会保障による公的給付、住居支援等の経済的支援等を受けることがある（重点課題第1）。また、精神的・身体的被害の回復のため、被害の内容に応じた迅速かつ適切な医療やカウンセリングの提供を受けることがあるほか、加害者からの再被害を防ぐ必要もある（重点課題第2）。さらに、加害者に対する捜査及び公判段階において、刑事手続等に関与するほか、加害者処遇の段階においても、心情等の聴取や伝達に係る制度を利用することもある（重点課題第3）。

このような個別の支援については、運用や制度そのものを更に拡充することはもとより、犯罪被害者等がその支援にたどり着くことができるように体制を整備する必要がある。犯罪被害者等は、精神的に過酷な状況に置かれ、自分や家族が抱える課題に気が付き得ないことが多く、仮に気付いたとしても、支援に携わる機関・団体が様々あることから、受けられる支援の内容や支援を受ける方法が分からないといった声がある。その上、支援を受けるに当たって複数の機関・団体を訪れることが必要となる場合もあるところ、その機関・団体ごとに同じ説明を繰り返すことによる負担や二次的被害のリスクも指摘されている。

また、犯罪被害者等が「再び平穏な生活を営むことができる」（基本法第3条第3項）ようになるには、時に長い時間を要することから、その間に変化する犯罪被害者等のニーズを適時適切にくみ取り、犯罪被害者等が必要とする機関・団体の支援へ漏れなくつないでいくという、途切れない支援を提供する体制を整備することが求められる。加えて、犯罪被害者等が居住する地域は様々であり、また、転居することもあり得る中で、「必要な支援等を途切れることなく受ける」（基本法第3条第3項）ことができるようにするためには地方公共団体間の広域的な連携体制を確保することも求められる。

この点、令和6年度から、個々の犯罪被害者等がいずれかの機関・団体に相談や問合せをすれば、その機関・団体を起点とし、犯罪被害者等の個人情報と保護するためその同意の下で、都道府県に配置する犯罪被害者等支援コーディネーターに情報を集約し、コーディネーターを中心に関係機関・団

1 体が一体となって犯罪被害者等が利用できる支援を提示・提供する多機関
2 ワンストップサービス体制を全国的に整備する取組が開始された。今後、犯
3 罪被害者等が居住地にかかわらず必要な支援を受けられるよう、全国に
4 おける本体制の整備・定着と犯罪被害者等支援の充実を図るとともに、支援
5 に携わる機関・団体が相互に連携し、関係を一層強化するほか、重要な役割
6 を担う民間被害者支援団体に対する援助を行う必要がある。

7 このような取組の中で、支援体制を効果的に運用するためには、人材の育
8 成もまた重要となるため、支援に携わる機関・団体の職員の犯罪被害者等に
9 関する専門的知見の向上を企図した体系的な研修の充実に努めるとともに、
10 犯罪被害者等の支援に従事し得る人材の確保及び活用の拡大を見据えた効
11 果的な教育を実施する必要がある。

12 13 2 具体的施策の方向性

14 (1) 各関係機関・団体における体制の充実

15 ア 関係機関・団体の相談対応及び支援の充実

16 犯罪被害者等支援コーディネーターを配置した多機関ワンストップ
17 サービス体制の整備及び効果的な運用が図られるよう、都道府県に対
18 して財政面・運用面での支援を行うなどして、多機関の円滑な連携のため
19 の環境整備に向けた取組を実施するほか、支援に携わる機関・団体の
20 体制の充実を図るなどして、対応力向上のための取組を推進する。また、
21 令和8年から開始される犯罪被害者等支援弁護士制度について、精神的・
22 身体的被害や経済的困窮によって、刑事手続への適切な関与や被害
23 を回復・軽減する法的対応等を行うことができない犯罪被害者等が早期
24 の段階から弁護士による包括的かつ継続的な援助を受けられるよう、
25 法テラスにおいて、必要な体制や担い手となる弁護士を十分に確保し
26 た上、その運用の充実を図る。

27 このほか、犯罪被害者等のニーズに応じた支援を提供するため、ソー
28 シャルワークの観点も意識しながら、地方公共団体の総合的対応窓口、
29 各機関・団体内の相談対応や支援を充実させるための取組を推進する。

30 イ 潜在化しやすい犯罪被害への適切な対応

31 配偶者等からの暴力事案、ストーカー事案、児童虐待事案等の被害が
32 潜在化しやすい犯罪について、被害の更なる拡大を防止し、犯罪被害者
33 等の安全を確保するため、各関係機関・団体において、犯罪被害の早期
34 発見や早期対応等を的確に行うための体制整備及び各種対策を引き続
35 き推進する。

36 (2) 関係機関・団体の連携及び支援等の情報提供

1 犯罪被害者等に必要な支援を適時適切に提供するため、犯罪被害者等
2 施策に関するポータルサイト等を活用し、支援に携わる機関・団体の各種
3 支援制度や相談窓口に関する情報を集約して、犯罪被害者等が必要とする
4 情報等のアクセシビリティを向上させる。

5 また、被害直後から様々な機関・団体が協働して重層的な支援を行うこと
6 ができるよう、支援に携わる機関・団体の担当者が参加する会議や研修
7 の定期的な開催等を通じ、関係機関・団体相互の情報共有を更に進め、連
8 携を一層強化する。

9 (3) 民間団体による活動への援助

10 民間被害者支援団体は、犯罪被害者等が警察、検察、裁判所等に行く際
11 に付添いをするなどの直接支援をはじめ、被害直後から中長期にもわた
12 る、公的機関では必ずしも十分に果たすことができないきめ細やかな支
13 援を犯罪被害者等に対して提供している。また、民間被害者支援団体は、
14 自助グループ（犯罪被害者等が、互いに支え合い、励まし合う中から、問
15 題の解決や克服を図ることを目的に集う活動）を運営するなど、犯罪被害
16 者等の身近に寄り添う存在として、日々の相談等から犯罪被害者等が抱
17 える支援の必要性にいち早く気付くこともできる。このように、支援の提
18 供及び犯罪被害者等のニーズの把握の両面において、民間被害者支援団
19 体は、多機関ワンストップサービス体制の中で欠くことのできない存在
20 となっている。

21 その一方で、支援の担い手の確保が課題となっていることから、官民の
22 連携を強化しつつ、これらの民間被害者支援団体の広報や研修等に関す
23 る多角的な支援を行い、犯罪被害者等に寄り添う志をもって支援に携わ
24 る人材を一人でも多く確保することができるように努める。

25 また、多機関ワンストップサービス体制において民間被害者支援団体
26 に求められる支援内容の具体化に向けた分析調査を実施するなどして、
27 民間被害者支援団体が行う犯罪被害者等支援を促進する。

28 (4) 人材育成及び調査研究

29 個々の犯罪被害者等に対して適切な支援を行うことができるよう、犯
30 罪被害者等の支援に携わる機関・団体の職員の犯罪被害者等に関する専
31 門的知見の向上及び対応力の標準化を企図した研修を推進する。また、専
32 門職等の養成や資格取得の過程において犯罪被害者等に関する教育を行
33 い、犯罪被害者等支援を人的側面から一層充実させる。

34 また、これらの取組の底上げを図るため、犯罪被害者等支援に関する必
35 要な調査研究を継続して実施するとともに、研修・研究に係る人的・物的
36 基盤の整備を含め、幅広い知見の集約・提供を可能とする仕組みについて

も検討する。

第2 具体的施策

1 各関係機関・団体における体制の充実に関する施策

(1) 地方公共団体における総合的かつ計画的な犯罪被害者等支援の促進

地方公共団体における犯罪被害者等の視点に立った総合的かつ計画的な犯罪被害者等支援に資するよう、犯罪被害者等支援を目的とした条例等の犯罪被害者等支援のための実効的な事項を盛り込んだ条例の制定状況、計画・指針の策定状況等について適切に情報提供を行うとともに、地方公共団体における条例の制定・改正等に向けた検討、条例の施行状況の検証及び評価等に資する協力を行う。【警察庁】（４－１）

(2) 地方公共団体における総合的対応窓口等の周知の促進

国民に対して地方公共団体における総合的対応窓口や支援制度等を周知するため、犯罪被害者等施策に関するポータルサイト、ポスター、リーフレット、SNS等を活用した広報の充実に努める。また、地方公共団体に対して、ウェブサイトの充実、広報誌への掲載等により、犯罪被害者等を含む地域住民に総合的対応窓口や支援制度等を周知するよう要請する。【警察庁】（４－２）

(3) 地方公共団体における総合的対応窓口等の充実の促進

犯罪被害者等の置かれた様々な立場に応じた適切な相談対応や庁内関係課と連携した途切れない支援の提供に資するよう、総合的対応窓口における相談状況等の実態を把握し、地方公共団体に対して、都道府県・政令指定都市犯罪被害者等施策主管課室長会議や全国犯罪被害者等支援実務者会議の開催、「犯罪被害者等施策情報メールマガジン」の発信等を通じて、総合的対応窓口等における支援の好事例等の情報を提供するとともに、総合的対応窓口等の機能の充実に要請する。【警察庁】（４－３）

(4) 地方における多機関ワンストップサービス体制の早期構築及び効果的な運用に向けた支援

全ての地方において早期に多機関ワンストップサービス体制が構築されるよう、都道府県に対する財政面での支援や、地方公共団体アドバイザーによる助言等の運用面での支援等、多機関の円滑な連携のための環境整備に向けた各種取組を実施するほか、都道府県・政令指定都市犯罪被害者等施策主管課室長会議等の機会を捉えて、先進的・意欲的な取組を实

1 施している地方公共団体による事例紹介等を通じ、各地方公共団体の取
2 組を促進する。

3 また、多機関ワンストップサービス体制の効果的な運用に資するよう、
4 地方公共団体職員等を対象とした実践的な訓練の機会を提供するほか、
5 多機関連携による支援の対応状況や好事例を収集し、地方公共団体等の
6 関係機関・団体に情報提供する。【警察庁】（４－４）

7
8 (5) 犯罪被害者等支援コーディネーターの養成及び活動への支援

9 多機関ワンストップサービスの中心となる犯罪被害者等支援コーディネ
10 ネーターに対する研修を開催するほか、支援者向けオンデマンド研修教
11 材の充実を図り、犯罪被害者等支援コーディネーターの養成を支援する。

12 また、各都道府県における犯罪被害者等支援コーディネーターの活動
13 状況等を継続的に把握・分析し、犯罪被害者等支援コーディネーターに求
14 められる技能や、犯罪被害者等支援コーディネーターの活動を支える組
15 織・環境等、ロールモデルの具体化を検討する。【警察庁】（４－５）

16
17 (6) 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの体制強化

18 ア 各地域での性犯罪・性暴力被害者支援における中核的な機能を担う
19 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターが、男性、性
20 的マイノリティ、障害者等を含む個々の性犯罪・性暴力被害者の置かれ
21 た状況に対応して、医療的支援、法的支援、心理的支援、同行支援等を
22 総合的に提供し、また、必要に応じて専門機関等による支援につなぐこ
23 とができるよう、運営の安定化及び支援の質の向上に係る都道府県等
24 の取組を支援する。全国共通番号「#8891」（はやくワンストップ）の周
25 知や夜間・休日のコールセンターの設置等により、相談につながりやす
26 い体制整備を図る。

27 また、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターと、
28 警察、犯罪被害者等早期援助団体、医師会等の医療関係団体、法テラス、
29 弁護士会、女性相談支援センター、女性自立支援施設、児童相談所、教
30 育委員会等の地域における関係機関とのネットワークの構築に係る各
31 都道府県等の主体的な取組を推進する。特に、性犯罪・性暴力被害者の
32 ためのワンストップ支援センターと連携・協力する医療機関における
33 支援環境の整備等の推進を図る。【内閣府、警察庁、こども家庭庁、法
34 務省、文部科学省、厚生労働省】（４－６）

35 イ 地方公共団体における犯罪被害者等施策の担当部局に対し、性犯罪・
36 性暴力被害者のためのワンストップ支援センターに関する情報提供等

を行うほか、内閣府及び厚生労働省と連携し、地域における性犯罪・性暴力被害者支援の充実のため、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターにおける取組事例を含めた資料の提供に努める。

【警察庁】（４－７）

ウ 都道府県等の協力を得て、犯罪被害者支援団体、医師をはじめとする医療関係者等から、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの開設に向けた相談があった場合には、協力が可能な医療機関の情報を収集し、当該犯罪被害者支援団体等に提供する。【厚生労働省】（４－８）

エ 医療機能情報提供制度の充実を図るとともに、同制度により性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターと協力・連携している医療機関を全国統一的な情報提供システム「医療情報ネット（ナビイ）」で検索することができる旨を関係府省庁と連携し、周知する。【厚生労働省】（４－９）

(7) 性犯罪・性暴力被害者の支援体制の充実

男性、性的マイノリティ、障害者等を含む多様な性犯罪・性暴力被害者への適切な対応や支援を行うことができるよう、相談窓口等の周知を含め官民が連携した広報啓発を実施するとともに、被害者等に対し適切な対応をとることができるよう研修機会の充実等により支援に携わる人材の育成に努めるなど、性犯罪・性暴力被害者の支援体制の充実を図る。【内閣府、警察庁、こども家庭庁、法務省、文部科学省、厚生労働省】（４－１０）

(8) 警察における相談体制の充実等

全国統一番号の警察相談専用電話（「＃９１１０」番）、性犯罪被害相談、少年相談等の個別の相談窓口で、犯罪被害者等の住所地や実名・匿名の別を問わず相談に応じる。また、被害者本人からの申告が期待しにくく潜在化しやすい犯罪を早期に認知して検挙に結び付けるため、暴力団や匿名・流動型犯罪グループが関与する犯罪、少年福祉犯罪、児童虐待、人身取引事犯等に関する通報を匿名で受け付け、有効な通報を行った者に対して情報料を支払う「匿名通報ダイヤル」の適切な運用を推進する。

このほか、交通事故被害者等からの相談に応じ、保険請求・損害賠償請求制度の概要の説明や各種相談窓口の紹介等を行うとともに、死亡事故等の遺族等から、当該事故等の加害者に対する意見聴取等の期日等や行政処分の結果について問合せがあった場合には必要な情報を提供するな

ど、適切な対応に努める。【警察庁】（４－１１）

（９）指定被害者支援要員制度の活用

あらかじめ指定された警察職員（指定被害者支援要員）が、事件発生直後から犯罪被害者等への付添い、相談対応、情報提供等を行うほか、関係機関・団体のネットワークを活用しつつ、部外のカウンセラー、弁護士会、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体等の紹介等をする指定被害者支援要員制度を積極的に活用させる。また、指定被害者支援要員に対し、犯罪被害者等支援において必要な知識等についての研修、教育等を充実させる。【警察庁】（４－１２）

（１０）警察における相談体制の充実等

性犯罪被害相談について、相談者の希望する性別の職員が対応するとともに、執務時間外においては当直勤務中の職員が対応した上で担当者に引き継ぐなど、適切な運用を推進する。【警察庁】（４－１３）

（１１）警察における被害少年等が相談しやすい環境の整備

被害少年が早期に適切な支援を受けることができるよう、都道府県警察のウェブサイトやＳＮＳ等への相談窓口の掲載のほか、非行防止教室等の様々な機会を活用するなどして、被害少年やその保護者に対する効果的な周知・広報を行う。また、少年サポートセンターの警察施設外への設置、カウンセリング等の場所の確保、少年補導職員の積極的な配置等の少年サポートセンターの被害少年に対する支援体制の充実を図るとともに、少年相談室の整備、少年相談専用電話のフリーダイヤル化、電子メールによる相談窓口の開設等の被害少年等が相談しやすい環境の整備を引き続き推進する。【警察庁】（４－１４）

（１２）都道府県警察に対する犯罪被害者等への支援に関する指導及び好事例の勧奨

警察が行う基本的な犯罪被害者等施策が確実に実施されるよう、都道府県警察を指導するとともに、好事例を紹介することにより同様の取組を勧奨するほか、課題の情報共有を行い、適切な取組を促す。【警察庁】（４－１５）

（１３）教育機関における支援体制の充実

ア 学級担任、生徒指導担当教員、教育相談担当教員、保健主事、養護教

1 論、スクールカウンセラー等が連携し、犯罪被害に遭った児童生徒、そ
2 の兄弟姉妹である児童生徒及びその保護者の相談等に学校で継続的か
3 つ適切に対応できるよう、都道府県等の申請に基づき、学校の教員の加
4 配を行うとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワー
5 カー等の配置等による教育相談体制の充実等に取り組む。【文部科学省】
6 (4-16)

7 イ 犯罪被害に遭った児童生徒、その兄弟姉妹である児童生徒及びその
8 保護者の相談等に学校で継続的かつ適切に対応できるよう、現在の配
9 置状況も踏まえ、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワー
10 カーの配置時間の充実等、学校における専門スタッフとしてふさわし
11 い配置条件の実現を目指すとともに、勤務体制や環境等の工夫等、学校
12 においてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを機能
13 させるための取組や、犯罪等の被害に関する研修等を通じた資質の向
14 上を図ることにより、学校における教育相談体制の充実を図る。【文部
15 科学省】(4-17)

16
17 (14) 性犯罪の被害に遭った児童生徒への対応の充実

18 性犯罪の被害に遭った児童生徒、その兄弟姉妹である児童生徒及びそ
19 の保護者の相談等に対し、学級担任、生徒指導担当教員、養護教諭、スク
20ールカウンセラー等が連携し、適切な対応ができるよう、学校内の教育相談
21 体制の充実を図るとともに、関係機関との積極的な連携を促進する。また、
22 24 時間子供SOSダイヤルや性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ
23 支援センターについて、教育委員会等を通じて児童生徒や保護者に周
24 知する。【文部科学省】(4-18)

25
26 (15) 犯罪被害者であるこども等の支援

27 法務局において、こども、女性、高齢者、障害のある人、外国人、性的
28 マイノリティ等からの相談により、人権が侵害されている疑いのある事
29 案を認知した場合には、関係機関と連携して人権侵犯事件として調査を
30 実施し、事案に応じた適切な措置を講ずる。【法務省】(4-19)

31
32 (16) 高齢者や障害のある人等からの人権相談への対応の充実

33 老人福祉施設や障害者支援施設等の社会福祉施設において人権相談が
34 できるよう、当該施設内に特設の人権相談所を開設するなど、引き続き、
35 高齢者や障害のある人及び高齢者や障害のある人と身近に接する機会
36 の多い者からの人権相談への対応の充実に努める。【法務省】(4-20)

1
2 (17) 地域包括支援センター等による支援

3 地域包括支援センターにおいて、高齢者虐待への対応を含む権利擁護
4 及び相談支援事業の実施を推進する。基幹相談支援センターにおいて、障
5 害者虐待への対応を含む権利擁護業務及び相談支援業務の実施を推進す
6 る。【厚生労働省】（４－21）
7

8 (18) 法テラスによる支援

9 ア 法テラスにおいて、精神的・身体的被害やそれに伴う経済的困窮に
10 よって、刑事手続への適切な関与や被害の回復・軽減のための法的対応
11 等を行うことができない犯罪被害者等が、早期の段階から弁護士によ
12 る包括的かつ継続的な援助を受けられるよう、必要な体制や担い手と
13 なる弁護士を十分に確保して、犯罪被害者等支援弁護士制度の運用の
14 充実を図る。【法務省】（４－22）

15 イ 法テラスにおいて、犯罪被害者等の心情に配慮しつつ、その置かれた
16 状況を適切に聴取すること等により、個別の状況に応じた最適な法制
17 度や相談窓口等を紹介できるよう努めるとともに、弁護士会等と連携
18 し、犯罪被害者等支援に精通している弁護士の紹介体制の整備に努め
19 る。【法務省】（４－23）

20 ウ 法テラスにおいて、地方事務所ごとに被害者支援連絡協議会やその
21 分科会等に参加し、意見交換・意見聴取を行うなどして、関係機関・団
22 体との連携・協力の維持・強化を図り、犯罪被害者等の特性や相談内容
23 に応じて最適な専門機関・団体等を紹介するコーディネーターとして
24 の役割を果たすよう努める。【法務省】（４－24）

25 エ 法テラスにおいて、被害を受けた時からの時間的経過の長短を問わ
26 ず、情報等の提供を通じた支援を行う。【法務省】（４－25）

27 オ 法テラスにおいて、認知機能が十分でないために弁護士等の法的
28 サービスの提供を自発的に求めることが期待できない高齢者・障害者
29 に対し、自立した日常生活及び社会生活を営むことに資するよう、民事
30 法律扶助制度による法的支援を適切に行う。【法務省】（４－26）

31 カ 法テラスにおいて、深刻な被害に発展するおそれの大きいストー
32 カー事案、配偶者等からの暴力事案及び児童虐待の被害者を対象とし
33 た事前の資力審査を要しない法的支援を適切に行う。【法務省】（４－27）
34

35 (19) 交通事故相談活動の推進

36 交通事故相談活動に携わる地方公共団体の交通事故相談員に対し、各

種研修や実務必携の発刊を通じた能力向上を図るなど、交通事故被害者等の救済のため、地方公共団体の交通事故相談所の活動を推進する。【国土交通省】（４－28）

(20) 公共交通事故の被害者等への支援

公共交通事故被害者支援室を設置し、①公共交通事故が発生した場合の情報提供のための窓口機能、②事故発生後から被害者等が再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの中長期にわたるコーディネーション機能等を担い、公共交通事故による被害者等への支援を行っている。引き続き、外部の関係機関とのネットワークの構築、公共交通事業者の被害者等支援計画作成の促進等、公共交通事故の被害者等への支援を着実に進める。【国土交通省】（４－29）

(21) SNSを含むインターネット上の誹謗中傷等に関する相談体制の充実

SNSを含むインターネット上の誹謗中傷等の対策として、大規模プラットフォーム事業者に対し削除対応の迅速化及び運用状況の透明化を求める、特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（平成13年法律第137号）の適切な運用を進めるほか、インターネット上の違法・有害情報に関する相談を受け付ける「違法・有害情報相談センター」の運営を支援し、犯罪被害者等からの相談に適切に対応できるよう体制の充実に努める。【総務省】（４－30）

(22) 法務省の人権擁護機関におけるインターネット上の誹謗中傷対策を含めた犯罪被害者等への支援の充実

全国の法務局においては、犯罪被害者等からの人権相談に応じ、インターネット上の誹謗中傷に関しては、調査の結果、その情報が名誉毀損やプライバシー侵害等に該当すると認められる場合にプロバイダ等に対して当該情報の削除要請を行うなど、事案に応じた適切な措置を講ずる。

また、「みんなの人権 110 番」、「こどもの人権 SOS ミニレター」、「チャット人権相談」、「インターネット人権相談受付窓口」等について、その趣旨や内容を周知するため、広報活動の一層の充実に努める。【法務省】（４－31）

(23) 児童虐待の防止及び早期発見・早期対応のための体制整備等

ア 児童相談所が夜間・休日を含めいつでも虐待通告等の緊急の相談に対応できるよう、その体制整備に努める。【こども家庭庁】（４－32）

イ 児童虐待の早期発見等に資する教育訓練を徹底し、児童虐待担当者の専門的知識・技能の向上に努める。また、都道府県警察本部に設置している「児童虐待対策官」において、児童相談所等の関係機関との連携や児童虐待の疑いがある事案等を認知した際の初動対応、被害児童の心理を踏まえた事情聴取等の児童虐待に係る専門的対応に関する指導教養等に従事させるなど、児童虐待への対応力の一層の強化を図る。

【警察庁】（４－３３）

ウ 法的問題の解決が必要な児童虐待及び児童虐待を伴う配偶者等からの暴力事案について、法テラスの法律相談援助等の利用を促進する。

【法務省】（４－３４）

エ 学校教育関係者等の職務上虐待を受けているこどもを発見しやすい立場にある者が児童虐待に適切に対応できるよう、学校・教育委員会等に対し、早期発見・早期対応のための体制整備や的確な対応を促す。具体的には、教職員が児童相談所等への通告義務を負うことの周知徹底を図るとともに、教育機関等から福祉部門への定期的な情報提供、教師用研修教材の活用や児童相談所職員との合同研修への参加等を促す。

【文部科学省】（４－３５）

オ 児童虐待の未然防止及び早期発見・早期対応に資するよう、児童相談所・市区町村の体制の強化、児童相談所を中心とした様々な関係機関の連携及び体罰等によらない子育てを推進するとともに、全国の好事例を収集し、周知徹底を図る。【こども家庭庁】（４－３６）

カ 配偶者等からの暴力事案の被害者等に同伴する児童に対する支援の充実を図るため、女性相談支援センターに児童相談所等の関係機関と連携するコーディネーターを配置する。また、女性相談支援センターの一時保護所及び女性自立支援施設に学習支援員を配置するなど、当該同伴児童が適切に教育を受けることができる体制を整備する。さらに、当該同伴児童を適切な環境で保護できるようにするため、心理的ケアや個別対応を含めた体制整備を促進する。【厚生労働省】（４－３７）

キ 児童養護施設等に入所するこどものうち、虐待を受けたこどもの割合が増加していること等を踏まえ、社会的養護を必要とする全てのこどもが適切に保護され、養育者との愛着関係を形成し、心身ともに健やかに養育されるよう、引き続き適切な援助体制を確保する。具体的には、児童虐待が発生した場合のこどもの安全を確保するための初期対応が迅速・確実に行われるよう、「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（令和４年１２月１５日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定）や令和４年６月に成立した児童福祉法等の一部を改正する

法律（令和４年法律第 66 号）による改正後の児童福祉法等に基づき、児童福祉司（指導及び教育を行う児童福祉司スーパーバイザーを含む。）、児童心理司、保健師、弁護士、医師、こども家庭ソーシャルワーカー等の配置を支援する。【こども家庭庁】（４－38）

(24) 里親制度の充実

被害少年等の保護に資するよう、里親支援事業による里親の支援等により、里親制度の充実を図る。【こども家庭庁】（４－39）

(25) ストーカー事案への対策の推進

被害者等の支援ニーズに応じ、切れ目なく適切に効果的な支援を行うことができるよう、支援に携わる人材の育成を図るなど、ストーカー事案への対策を推進する。【内閣府】（４－40）

(26) ストーカー事案への迅速かつ的確な対応

警察において、「ストーカー総合対策」（平成 27 年 3 月 20 日ストーカー総合対策関係省庁会議決定・平成 29 年 4 月 24 日改訂・令和 4 年 7 月 15 日改訂）を踏まえ、関係府省庁と連携し、各種対策（被害者等からの相談対応の充実、被害者情報の保護の徹底、被害者等の適切な避難等に係る支援の推進、調査研究及び広報啓発活動等の推進、加害者対策の推進並びに支援を図るための措置）を推進するとともに、重大事件等の発生状況等を踏まえ、被害を防止するための対策を推進する。【警察庁】（４－41）

(27) 人身取引被害者の保護の推進

人身取引（性的サービスや労働の強要等）対策については、関係閣僚から成る「人身取引対策推進会議」を随時開催するとともに、「人身取引対策行動計画 2022」（令和 4 年 12 月 20 日犯罪対策閣僚会議決定）に基づき、国民に対する情報提供、被害者への支援を含む各種施策を推進する。
【内閣官房】（４－42）

(28) 被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する相談体制の充実及び理解の促進

関係府省庁において、性犯罪被害者、犯罪被害に遭った児童及び障害者をはじめ、潜在化しやすい被害の発見につながるよう、犯罪被害者等からの相談に適切に対応できる体制の充実を図るとともに、研修やシンポジウム等の様々な機会を通じて、被害が潜在化しやすい犯罪被害者等が置

かれている状況等を周知し、その理解促進を図り、犯罪被害者等を社会全体で支える気運の一層の醸成に努める。【内閣府、警察庁、こども家庭庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省】（４－４３（再掲：５－２４））

2 関係機関・団体の連携及び支援等の情報提供に関する施策

(1) 犯罪被害者等施策に関するポータルサイトの充実

関係府省庁の協力を得て、犯罪被害者等施策に関するポータルサイトにおいて、関係法令、関係機関・団体が提供する支援制度、相談機関等に関する情報その他必要な情報の更新や英文による情報提供を行う。特に、犯罪被害者等が利用し得る支援制度の検索機能についてアクセシビリティの向上を図り、犯罪被害者等の活用を促す。【警察庁】（４－４４）

(2) 「被害者手帳」の作成・交付及び支援経過の「カルテ化」の実施

犯罪被害者等の要望や置かれている状況等を記録して、新たに訪れる機関の支援担当者と共有することで、説明の負担を軽減すること等に活用できる「被害者手帳」の作成・交付、犯罪被害者等支援コーディネーター等が支援している犯罪被害者等の支援記録を保管して、支援経過・内容を適切に把握するとともに、再相談があった際の円滑な対応にも資する「カルテ化」の実施等、犯罪被害者等への中長期的な支援も見据えた環境整備や犯罪被害者等の利便性向上のための取組を進める。【警察庁】（４－４５）

(3) 地方公共団体間の連携・協力の充実・強化等

都道府県における市区町村間の連携・協力に向けた取組の充実・強化を図るため、都道府県による市区町村の犯罪被害者等支援担当者を集めた研修の実施等に協力する。また、地方公共団体をまたいだ連携・協力が必要な事案に備えて、各都道府県の犯罪被害者等支援コーディネーター等の地方公共団体における犯罪被害者等支援に関する窓口をまとめたリストを整備し、地方公共団体間の情報共有を促進する。【警察庁】（４－４６）

(4) 関係機関・団体における対応能力の向上と連携強化

支援に携わる関係機関・団体の実務者等で構成される会議等を開催し、各機関・団体が提供する制度・サービスの情報交換のほか、仮想事例に基づくシミュレーション訓練等を通じて、具体的な事案に応じた対応能力の向上と連携強化に努める。【警察庁】（４－４７）

1 (5) 地方におけるワンストップサービスの実現に向けた関係機関・団体の
2 連携強化

3 地方におけるワンストップサービスが適切に機能するよう、各関係機
4 関・団体の責務・役割について、各種会議・研修の場で繰り返し説明する
5 など啓発に努め、相互理解の醸成及びそれに基づく連携強化を促進する。

6 【警察庁】(4-48)

7
8 (6) 地方における支援への専門的知見・ノウハウの活用

9 犯罪被害者等に対して専門的な知見・ノウハウを活用した支援が実施
10 されるよう、関係府省庁と連携し、犯罪被害者等支援コーディネーターや
11 総合的対応窓口等からの要請に応じて必要な協力を行うよう福祉・保健・
12 医療関係の職能団体等に働きかける。また、専門的知見等が活用された支
13 援の状況や好事例を収集し、犯罪被害者等支援コーディネーター、地方公
14 共団体、民間被害者支援団体、職能団体等に情報提供する。【警察庁】(4
15 -49)

16
17 (7) 地方公共団体における配偶者等からの暴力事案の被害者の支援に係る
18 取組の充実

19 配偶者等からの暴力事案の被害者が、身近な地域において、保護命令の
20 申立ての支援を含め、それぞれの状況に応じた必要な支援を切れ目なく
21 受けることができるよう、情報の提供や研修機会の提供等により、配偶者
22 暴力相談支援センターの機能の充実に係る都道府県や市町村の取組を促
23 進する。また、地域における被害者支援体制の充実強化のため、配偶者暴
24 力防止法に基づく法定協議会の活用等による関係機関・団体等との一層
25 の連携を促進する。【内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省】(4-50)

26
27 (8) 警察と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び情報提供の充
28 実

29 ア 犯罪被害者等支援に関係する機関・団体等との連携・協力を充実・強
30 化し、警察の相談窓口において犯罪被害者等の要望に応じて、警察及び
31 当該関係機関・団体等の犯罪被害者等支援のための制度等を犯罪被害
32 者等に説明するとともに、犯罪被害者等支援のための制度を所管する
33 関係府省庁の協力を得て、同制度に関する案内書、申込書等を必要とす
34 る犯罪被害者等に提供するよう努める。また、警察の犯罪被害者支援担
35 当者に対して、地方公共団体が持つ支援制度や総合的対応窓口との連
36 携に関する研修を実施する。【警察庁】(4-51)

イ 警察において、犯罪被害者等に関する手続や支援制度等を教示するための外国語版資料について、都道府県の実情に応じて作成し、内容の充実及び見直しを図るとともに、その確実な配布やウェブサイトにおける紹介に努める。【警察庁】（４－５２）

(9) 性犯罪被害者による情報入手の利便性の向上

都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながる全国共通番号「＃８１０３（ハートさん）」に関する広報、相談窓口における性犯罪被害者に対する支援制度の紹介等、性犯罪被害者の要望を踏まえ、性犯罪被害者による情報入手の利便性の向上に努める。また、事件化を望まない性犯罪被害者に対しても、当該被害者の同意を得て連絡先や相談内容等を犯罪被害者等早期援助団体に提供するなど、性犯罪被害者が早期に同団体による支援を受けやすくなるよう一層努める。【警察庁】（４－５３）

(10) 自助グループの紹介等

犯罪被害者等の援助を行う民間の団体との連携を図りつつ、犯罪被害者等の要望を踏まえ、グリーフケア（大切な人を失い、残された家族等の身近な者が悲しみを癒やす過程を支える取組）の重要性にも配慮し、犯罪被害者等に対し、自助グループの紹介等を行うとともに、自助グループの活動に資する必要な協力を行う。【警察庁】（４－５４）

(11) 検察庁の犯罪被害者等支援活動における福祉・心理関係の専門機関等との連携強化

犯罪被害者等支援活動に際し、検察官が刑事手続に関する専門的な法的知識や捜査・公判の実務経験に基づき、犯罪被害者等の立場を理解し適切に対応するとともに、各検察庁に配置されている被害者支援員等に対する研修内容を充実させるなどして、福祉・心理関係の専門機関等との連携強化を図る。【法務省】（４－５５）

(12) 検察庁における被害者支援員と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び情報提供の充実

被害者支援員と犯罪被害者等支援に関係する機関・団体等との連携・協力の充実・強化を図ることにより、検察庁の相談窓口を求める犯罪被害者等に対し、被害者支援員の連絡先等の必要な情報をより分かりやすく提供できるよう努める。また、犯罪被害者等支援のための制度を所管する関係府省庁の協力を得て、当該機関・団体等及び府省庁に係る制度に関する案

1 内書、申込書等を、必要とする犯罪被害者等に提供するなど、より多くの
2 情報を提供できるよう努める。【法務省】（４－56）

3
4 (13) 刑事に関する手続等に関する情報提供の充実

5 ア 犯罪被害者等の意見・要望を踏まえ、刑事に関する手続及び少年保護
6 事件の手続並びに犯罪被害者等のための制度等について分かりやすく
7 解説したパンフレット等の内容の充実を図り、パンフレットの配布方
8 法等の工夫も含め、犯罪被害者等への早期提供に努める。【法務省】（４
9 －57）

10 イ 犯罪被害者等に対し、その保護・支援のための制度を更に周知するた
11 め、外国語に翻訳したパンフレットやウェブサイトの作成等による情
12 報提供を行う。【法務省】（４－58）

13
14 (14) 更生保護官署における関係機関・団体等との連携・協力による支援の充
15 実

16 更生保護における犯罪被害者等のための制度について、地方公共団体
17 に設置されている犯罪被害者等のための総合的対応窓口や犯罪被害者等
18 早期援助団体等の関係機関に周知を行うことでその連携・協力を充実・強
19 化し、更生保護における相談・支援制度の利用に係るアクセスの向上に努
20 める。加えて、同制度を分かりやすく記載した広報資材等の内容の充実を
21 図り、その配布方法等の工夫も含め、犯罪被害者等への確実な情報提供に
22 努める。【法務省】（４－59）

23
24 (15) 教育委員会と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び学校に
25 における相談窓口機能の充実

26 学校で児童生徒が犯罪被害者となる重大事件が発生した場合に、当該
27 児童生徒及びその兄弟姉妹である児童生徒の相談等の窓口として学校が
28 有効に機能するよう支援するため、教育委員会が、警察署、児童相談所、
29 保健所、弁護士会、医師会、犯罪被害者等早期援助団体等の関係機関・団
30 体等との連携・協力を充実・強化する。また、犯罪被害者等支援のための
31 制度を所管する関係府省庁の協力を得て、当該機関・団体等及び府省庁に
32 係る制度に関する案内書、申込書等を常備し、これを必要とする児童生徒
33 等に提供するなどして、児童生徒及びその保護者等への対応等を促進す
34 る。加害者が教職員・児童生徒等当該学校内部の者であった場合において
35 も、被害者の意向を踏まえつつ、加害者と被害者が顔を合わせないよう配
36 慮するなど、被害に遭った児童生徒等が安心して相談等ができる環境を

整備する。さらに、教育委員会が、心理学、教育学等に関する知識を有する専門職員や臨床心理の専門家等を教育支援センターや教育相談所等に配置し、相談窓口を設けるとともに、児童生徒及びその保護者等に対し、少年サポートセンター、児童相談所、福祉事務所、保健所等の地域の関係機関の情報提供を促進する。【文部科学省】（４－60）

(16) 被害少年等の保護に関する学校及び児童相談所等の連携の充実

被害少年等の支援・保護に関し、要保護児童対策地域協議会等を活用するなど、学校と児童相談所やこども家庭センター、子ども若者総合相談センター等の被害少年等の支援・保護に資する関係機関との連携の充実を図る。【こども家庭庁、文部科学省】（４－61）

(17) 医療機関等と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び医療機関等における情報提供等の充実

ア 医療機関と犯罪被害者等支援に関係する機関・団体等との連携・協力の充実・強化や、医療機関における犯罪被害者等の支援等に関する情報提供の適切な実施を促進する。【厚生労働省】（４－62）

イ 精神保健福祉センター、保健所等と犯罪被害者等支援に関係する機関・団体等との連携・協力を充実・強化し、当該機関・団体等の制度に関する案内書、申込書等を常備し、これを必要とする犯罪被害者等に提供するなどして、精神保健福祉センター、保健所等における犯罪被害者等の支援等に関する情報提供、相談等の適切な実施を促進する。【厚生労働省】（４－63）

(18) 法テラスにおける支援に関する情報提供の充実

法テラスにおいて、法テラスが実施する犯罪被害者等支援の業務内容について、様々な広報媒体を連動させた広報活動に加え、SNS等のメディア媒体を活用した広報活動を実施する。【法務省】（４－64）

(19) 法テラスが蓄積した情報やノウハウの提供

法テラスにおいて、犯罪被害者支援業務を通じて蓄積した情報やノウハウを、研修や講習を通じて犯罪被害者等への支援に携わる関係者に提供する。【法務省】（４－65）

(20) 犯罪被害者等支援のための情報提供

配偶者等からの暴力事案等の被害者に対する支援情報等をウェブサイ

ト等で提供する。【内閣府】（４－66）

(21) 振り込め詐欺等被害の回復に関する情報提供の充実等

金融庁ウェブサイト「振り込め詐欺等の被害にあわれた方へ」において振り込め詐欺救済法¹²の制度について掲載しているところ、他の被害回復のための手段等の情報を充実させることを検討するとともに、引き続き、制度の周知に努める。【金融庁】（４－67）

(22) 海外における邦人の犯罪被害者等に対する情報提供等

外務省では、海外で邦人がＤＶや性被害を含む犯罪等の被害に遭った場合における在外公館（大使館、総領事館等）による現地支援に関する情報提供の充実を図る。また、当該邦人等の要請に応じて、在外公館を通じた現地の弁護士や通訳・翻訳者等に関する情報提供や必要に応じた警察への同行等、可能な限り支援を行うよう努める。

さらに、特に海外において、重要犯罪被害に遭われた方及びその家族が受ける苦痛に対し、必要な司法手続等への支援の在り方を検討していく。そして、当該邦人の帰国後は、国内における犯罪被害者と同等の支援確保を図る。

また、警察において、外務省と連携し、海外における邦人の犯罪被害に関する情報収集に努めるとともに、必要に応じて関係機関・民間被害者支援団体と連携し、日本国内の遺族等や帰国する犯罪被害者等に対し、支援制度に関する情報提供等の必要な支援を行う。【警察庁、外務省】（４－68）

3 民間団体による活動への援助に関する施策

(1) 民間の団体に対する支援の充実

ア 犯罪被害者等の援助を行う民間の団体に対する財政援助の充実に努めるとともに、同民間の団体の活動に関する広報、犯罪被害者等の援助に携わる民間の者の研修に関する講師の手配・派遣、会場借上げ等の支援を行う。また、警察庁において、同民間の団体における財政基盤確立の好事例に関する情報提供に努める。【警察庁、こども家庭庁、厚生労働省】（４－69）

イ 犯罪被害者等の援助を行う民間の団体の活動に関する広報、犯罪被害者等の援助に携わる民間の者の研修に関する講師の手配・派遣、会場

¹² 犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（平成 19 年法律第 133 号）

借上げ等の支援を行う。【法務省、文部科学省、国土交通省】（４－70）

(2) 預保納付金の活用による助成事業の実施

振り込め詐欺等の被害金を原資としている預保納付金により、引き続き、犯罪被害者等支援団体への助成事業を実施する。【金融庁、財務省、警察庁】（４－71）

(3) 寄附税制の活用促進と特定非営利活動促進法の円滑な運用

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）を所管する内閣府において、令和2年度税制改正をはじめとする累次の税制改正により拡充されている特定非営利活動法人に関する寄附税制の活用促進や同法の円滑な運用に努める。また、犯罪被害者等の援助を行う特定非営利活動法人等も含め、全国の特定非営利活動法人の情報を検索できるウェブサイトの管理・運用を行うなど、市民活動に関する情報提供に努める。【内閣府】（４－72）

(4) 犯罪被害者等の援助を行う民間の団体の活動への支援等

ア 犯罪被害者等の援助を行う民間の団体に対する後援等

犯罪被害者等の援助を行う民間の団体が開催するシンポジウムや講演会について、その意義や趣旨に賛同できるものは、その効果の波及性等も踏まえ後援する。また、シンポジウム等の開催について、地方公共団体をはじめとする公的機関に対して周知するとともに、政府広報等との連携のほか、SNS等の様々な広報媒体を通じて、その意義・活動等について広く一般に広報するなどして、民間の団体の活動を支援する。【警察庁】（４－73）

イ 犯罪被害者等の援助を行う民間の団体との連携・協力の強化

警察において、関係府省庁及び地方公共団体の主体的な協力を得て、公益社団法人全国被害者支援ネットワークをはじめとする犯罪被害者等の援助を行う民間の団体との連携の一層の強化を図るとともに、地方公共団体に対し、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体との連携・協力の充実・強化を働き掛ける。【警察庁】（４－74）

ウ 犯罪被害者等の援助を行う民間の団体に対する情報提供

関係府省庁及び地方公共団体向けに配信している「犯罪被害者等施策情報メールマガジン」を、希望する犯罪被害者等の援助を行う民間の団体に対しても配信するなど、関係府省庁や同民間の団体等における犯罪被害者等のための新たな制度や取組について情報提供を行う。【警

察庁】（４－75）

(5) 犯罪被害者等早期援助団体等に対する指導

警察において、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体による支援の充実を図るための指導・助言を行う。

また、都道府県公安委員会において、必要に応じ、犯罪被害者等早期援助団体に対し資料の提出を求めるなどにより指導を行う。その他の民間被害者支援団体に対しても、適切な支援活動が行われるよう、その運営及び活動に協力する。【警察庁】（４－76）

(6) 地方における多機関ワンストップサービス体制に求められる民間被害者支援団体の活動に関する分析調査

地方における多機関ワンストップサービス体制を効果的に運用する上で民間被害者支援団体に求められる支援内容の具体化に向け、犯罪被害者等支援コーディネーターとの連携や支援提供状況等の把握・分析を継続的、かつ、全国的に横串を通して実施する。

また、同分析結果を都道府県に情報提供することを通じ、各地方において民間被害者支援団体が求められる支援を継続的に実施するための気運醸成・環境整備を促進する。【警察庁】（４－77）

4 人材育成及び調査研究に関する施策

(1) 犯罪被害者等施策に携わる地方公共団体職員等の育成及び意識の向上

ア 地方公共団体の職員等の育成及び意識の向上を図るため、都道府県・政令指定都市犯罪被害者等施策主管課室長会議、全国犯罪被害者等支援実務者会議等の機会を捉えて、犯罪被害者等支援に関する地方公共団体における先進的・意欲的な取組事例等の最新の情報を提供するとともに、支援者向けオンデマンド研修教材や研修機会の充実に努める。また、地方公共団体からの要請に応じて、職員向けの研修に地方公共団体アドバイザー等を講師として派遣するなどの協力を行う。【警察庁】（４－78）

イ 犯罪被害者等支援に携わる関係機関・団体の職員等の理解の増進及び意識の向上を図るため、犯罪被害者等やその援助に精通した有識者を招き、関係府省庁及び地方公共団体の職員等を対象とする「犯罪被害者等施策講演会」を開催する。【警察庁】（４－79）

(2) 職員等に対する研修の充実等

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターにおける相談員や関係機関の対応能力の向上のため、相談員、センター長、コーディネーター、行政職員、医療関係者等が支援に必要な基本的知識から新たな課題までを包括的に学習できるよう、オンライン教材の提供を含め、研修機会の提供に取り組む。【内閣府】（４－８０）

(3) 警察における犯罪被害者等支援に携わる職員等への研修の充実

専門的知識を必要とする被害者支援担当部署に配置された実務担当者に対し、犯罪被害者等早期援助団体をはじめとする民間被害者支援団体との連携要領、犯罪被害者等支援の実践的技能を修得させるための公認心理師・臨床心理士によるロールプレイング方式による演習等を含む専門的な研修のほか、カウンセリング業務に従事する職員等に対する基礎的及び実践的・専門的な教育等を充実させる。【警察庁】（４－８１）

(4) 被害少年の継続的な支援を行う警察職員の技能修得

被害少年の継続的な支援を行う少年補導職員及び少年相談専門職員について、講習・研修等により、カウンセリングの技法等の専門技術や被害少年の立ち直り支援に必要な専門知識等を修得させるよう努める。また、これら専門的能力を備えた職員の適正な配置に努める。【警察庁】（４－８２）

(5) 警察職員等に対する研修の充実等

ア ストーカー事案や配偶者等からの暴力事案に的確に対処することができるよう、同事案に対処する警察官に対して必要な教育を行う。【警察庁】（４－８３）

イ 被害児童の聴取に関する警察官の技能の一層の向上を図るため、事情聴取場面を設定したロールプレイング方式の実践的な研修を行うほか、「子どもからの聴取に関する AI 訓練ツールの開発」事業において開発した訓練ツールを活用するなど、被害児童の負担軽減に配慮しつつ信用性の高い供述を確保するための聴取方法に関する効果的な研修の実施を推進する。【警察庁】（４－８４）

(6) 法務省の人権擁護機関における研修体制の充実

全国の法務局における人権相談に際して、犯罪被害者等の相談者が置かれた立場を十分に理解し、適切な対応をとることができるよう、職員に対する研修の一層の充実に努める。また、法務大臣により委嘱された民間ボランティアである人権擁護委員が、犯罪被害を含む人権問題全般に適

切に対応できるよう、引き続き適切かつ十分な研修等の実施に努める。

【法務省】（４－８５）

(7) 法テラスの職員等に対する研修の充実

法テラスにおける犯罪被害者等支援を担当する職員及び常勤弁護士に対し、犯罪被害者等の実情に配慮した二次的被害防止のための方策等に関する研修や犯罪被害者等の心情等への理解を深め、その心情等を適切に聴取することに資する研修を実施する。【法務省】（４－８６（再掲：２－３３））

(8) 教職員の理解促進のための研修の実施

教職員が犯罪被害に遭った児童生徒及びその兄弟姉妹である児童生徒の相談等に的確に対応できるよう、犯罪等の被害に関する研修の実施、犯罪被害に遭った児童生徒への対応に係る周知等を通じて教職員の理解を深め、指導力の向上に努める。【文部科学省】（４－８７）

(9) 学校内における連携及び相談体制の充実

虐待を受けたこどもへの対応、健康相談の進め方等についてまとめた参考資料等を活用しつつ、養護教諭の資質向上のための研修の充実を図る。【文部科学省】（４－８８）

(10) 犯罪被害者等支援業務に関する精神保健福祉センターの職員の理解促進

精神保健福祉センターにおいて犯罪被害者等に対する心の健康回復のための支援や関係機関との連携が適切に行われるよう、厚生労働省において、同センターの職員が犯罪被害者等支援に関する研修を受講するよう促すなどして、犯罪被害者等支援業務に関する同センターの職員の理解促進を図る。【厚生労働省】（４－８９（再掲：２－６））

(11) 虐待を受けたこどもの保護等に携わる者の研修の充実

虐待を受けたこどもの保護及び自立支援を専門的知識に基づき適切に行うことができるよう、児童相談所及び児童福祉施設等関係機関の職員、市区町村の職員及び保健機関等の職員の資質の向上等を図るための研修の充実を図る。【こども家庭庁】（４－９０）

(12) 女性相談支援センター等の職員に対する研修の促進

配偶者等からの暴力を受けた女性の人権、配偶者等からの暴力の特性等に関する女性相談支援センター等の職員の理解を深めるため、専門的な研修の実施を促進する。【厚生労働省】（４－91）

(13) 女性支援に携わる職員の資質向上

都道府県、女性相談支援センター、女性自立支援施設及び民間団体において女性支援に携わる職員等を対象とした研修を行うとともに、心理療法担当職員に心理的ケア等に関する専門的な研修を実施することにより、女性支援に携わる職員の資質向上等を図る。【厚生労働省】（４－92）

(14) 民生委員・児童委員に対する研修の充実等

民生委員・児童委員が、犯罪被害者等を含め、地域住民に対する適切な相談支援を行うことができるよう、その資質の向上のための研修の実施を支援する。【厚生労働省】（４－93）

(15) 「P T S D対策専門研修」の内容の充実等

医師、保健師、精神保健福祉士等の医療従事者等を対象に、「P T S D（心的外傷後ストレス障害）対策専門研修」を実施する。性犯罪被害者を含む犯罪被害者等への適切な対応・治療を行うために必要な、司法を含めた専門的知識と治療に関する内容の充実を図り、犯罪被害者等の精神的被害や犯罪被害者等施策等に関する知識の普及・啓発を推進する。【厚生労働省】（４－94）

(16) こどもの被害者等に対応できる思春期精神保健の専門家の養成

医師、看護師、保健師、精神保健福祉士、公認心理師、臨床心理士、児童相談員等を対象に、家庭内暴力や児童虐待等の児童思春期における様々な精神保健に関する問題への対応を習得するための「児童・思春期精神保健研修」を実施する。【厚生労働省】（４－95）

(17) 犯罪被害者等への適切な対応に資する医学教育の推進

文部科学省において、医学部関係者が参加する各種会議での要請や「医学教育モデル・コア・カリキュラム」等を通じて、医学部においてP T S D等の精神的被害に関する知識・診断技能及び犯罪被害者等への理解を深めるための教育を推進する。また、厚生労働省においては、医師臨床研修の必修分野として精神科を位置付けており、精神疾患に関する臨床研修を実施するとともに、犯罪被害者等に関する研修教材の周知等を通じ

て、研修医の理解促進を図る。【文部科学省、厚生労働省】（４－96）

(18) 看護師教育における犯罪被害者等に関する知識の普及

看護師を養成する教育の中で、「看護学教育モデル・コア・カリキュラム」等を通じて、犯罪被害者等に関する知識の普及を図る。【文部科学省、厚生労働省】（４－97）

(19) 犯罪被害に遭った児童生徒等に対する学校における教育相談体制の充実等

犯罪被害に遭った児童生徒及びその兄弟姉妹である児童生徒に対する教育的課題を適切に捉えた支援を行うための教育相談について、大学の教職課程の教育内容に含めるなど、その内容の充実を図るよう促す。【文部科学省】（４－98）

(20) 社会福祉士及び精神保健福祉士の養成における犯罪被害者等に関する教育の推進

社会福祉士及び精神保健福祉士の各養成課程に係るカリキュラム等を通じて、犯罪被害者等に関する理解や犯罪被害者等支援の知識を深めるための教育を推進する。【厚生労働省】（４－99）

(21) 公認心理師の養成における犯罪被害者等に関する教育の推進

公認心理師の養成課程に係るカリキュラム等を通じて、犯罪被害者等に関する理解や犯罪被害者等支援の知識を深めるための教育を推進する。【厚生労働省】（４－100）

(22) 法科大学院における教育による犯罪被害者等への理解の向上の促進

各法科大学院が、自らの教育理念に基づき多様で特色のある教育を展開する中で、犯罪被害者等に対する理解の向上を含め、真に国民の期待と信頼に応え得る法曹の養成に努めるよう促す。【文部科学省】（４－101）

(23) 犯罪被害者等に関する専門的な知識・技能を有する専門職の養成等

ア 医師、看護師、社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師、臨床心理士、教職員等の職務上犯罪被害者等に接し得る専門職にある者が、犯罪被害者等に対する理解を深め、必要な知識・技能を有して職務に従事することができるよう、関係府省庁が連携し、これら専門職が属する関係機関や職能団体等に対し、犯罪被害者等に関する研修の機会や教材等

を提供することにより、専門職に対する教育の実施を促進する。【警察庁、文部科学省、厚生労働省】（４－102）

イ 前記施策のほか、関係府省庁と連携し、関係機関・団体における犯罪被害者等に関する専門的な知識・技能を有する専門職の養成及び研修の実施に必要な協力を行う。【警察庁】（４－103）

(24) 犯罪被害者等の状況把握等のための調査の実施

犯罪被害者等支援の更なる充実に資するため、関係府省庁及び犯罪被害者等の援助を行う民間の団体等の協力を得て、被害が潜在化しやすい犯罪被害者等をはじめ、犯罪被害者等が置かれている状況等を把握する調査について、従前の調査からの継続性を踏まえつつ、より適切な調査方法、調査項目等を検討し、実施する。【警察庁】（４－104）

(25) 被害からの経過に応じた適切な支援についての検討

殺人事件遺族をはじめとする犯罪被害者等が受ける中長期的な影響とこれらへの対応について、警察庁において関係府省庁の協力を得つつ必要な調査及び研究を行い、公表する。【警察庁、関係府省庁】（４－105）

(26) 配偶者等からの暴力等の被害者の被害実態等の調査の実施

配偶者等からの暴力や性犯罪等の被害経験等、男女間における暴力による被害の実態を把握するための調査を実施する。【内閣府】（４－106）

(27) 法務省における犯罪被害の動向・犯罪被害者等施策に関する調査の実施

性犯罪被害を含めた犯罪被害の動向に関する調査（犯罪被害実態調査）及び性犯罪被害者、障害者等の犯罪被害者の特性に応じた被害実態の調査・分析を実施しており、引き続き必要な調査・分析を実施するとともに、その結果を踏まえつつ、施策の在り方を検討する。【法務省】（４－107）

(28) 犯罪被害者等のメンタルヘルスに関する調査研究の実施

メンタルヘルスに係る実態調査や、トラウマ体験への対応に関する研究等、犯罪被害者等を含む心の健康づくりを推進するための調査研究を実施し、高度な犯罪被害者等支援を行うことができる専門家の育成や地域における犯罪被害者等への対応の向上に活用する。【厚生労働省】（４－108）

1 (29) 児童虐待防止対策に関する調査研究及び検証の実施

2 ア 児童虐待防止対策に関する必要な調査研究を実施する。【こども家庭
3 庁】（４－109）

4 イ 児童虐待防止のため、こども家庭審議会児童虐待防止対策部会の下
5 に設置された「児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」の下
6 で児童虐待による死亡事例等の検証を実施し、その結果を施策に活か
7 せるよう検討していく。【こども家庭庁】（４－110）

8
9 (30) 犯罪被害者等支援に関する研修・研究に係る体制等の検討

10 犯罪被害者等支援の実務や研究に関わる人材の育成や充実を図るため、
11 人的・物的基盤の整備を含め、犯罪被害者等に関する幅広い知見を集約し、
12 提供するための研修・研究に係る体制等の強化について検討する。【警察
13 庁】（４－111）

重点課題第5 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

第1 現状認識と具体的施策の方向性

1 現状認識

犯罪被害者等は、犯罪等により心身や財産に被害を受けた後、周囲の人々の支えや関わりを通じて被害からの回復を果たす場合がある一方で、悪意、誤解、無理解、無関心等による言動に傷付けられるという二次的被害を受ける場合がある。

また、犯罪被害者等は、自身が犯罪被害者等であることを知られた場合に、どのように相手から見られるのか不安を感じることや、周囲からの二次的被害に対する恐れ等から、自らの状況や心情を打ち明けることをためらい、孤独や孤立を深めてしまうこともある。このことは、関係機関・団体が犯罪被害者等を経済的・精神的に支援する道を狭めることにもなり得、被害からの回復をますます遠のかせる原因ともなる。

上記の認識の下、第1次基本計画の策定当初から、犯罪被害者等が置かれている状況等に対する国民の理解を増進させるとともに、犯罪被害者等への配慮と犯罪被害者等のための施策への協力を確保していくことを重点課題として位置付けてきた。国民の理解増進等の取組は、犯罪被害者等のための施策と「車の両輪」をなす、犯罪被害者等施策全体に通底する重要なものであり、これまで、基本計画に基づき各種施策を講じてきたところではあるが、国民の理解増進等の広がりは今もなお途上にある。

加えて、犯罪被害者等の名誉やプライバシー等の侵害に関し、近時においては、ソーシャルメディアの急速な利用拡大に伴い、犯罪被害者等に対するいわれのない誹謗中傷や誤情報を含むプライバシー情報等がインターネット上に投稿された上、そのような投稿が安易に拡散されるなど、犯罪被害者等の人格権や心情が深く傷付けられるという深刻な事態が生じている。このことは、犯罪被害者等を更に窮地に追い込むだけでなく、犯罪被害者等に対する誤解を助長させ、国民の理解・協力がなければ成り立ち得ない犯罪被害者施策全体の進展を困難なものとする。このほか、犯罪被害者等からは、報道により二次的被害を受けたという悲痛な声もある。

こうした状況下で、犯罪被害者等の置かれた状況や犯罪被害者等施策について、国民に広く深く行き渡るよう、当事者以外にも分かりやすいものとなるよう配慮しながら教育や広報啓発活動を行うことにより、周囲に犯罪被害者等が暮らしている、誰もが犯罪被害者等になり得るという意識等を国民の中に醸成し、国民が犯罪被害者等を身近な存在として捉え、犯罪被害

1 者等が安心して助けを求めることのできる社会を実現するための取組を更
2 に進めることが必要となる。

4 2 具体的施策の方向性

5 (1) 学校をはじめとする教育活動の推進

6 犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるようになるまでには
7 時間がかかることから、犯罪被害者等に対する国民の適切な理解や行
8 動を中長期的に見ても揺るぎないものとする必要がある。そのためには、
9 国民に対する教育が極めて重要となる。

10 とりわけ、学校現場等において、こどもに対し、命や人権の大切さから
11 説き起こして教育をすることは、我が国において犯罪被害者等施策を定
12 着させ、進展させる意味でも重要な意味を持つ。その上で、こどものみ
13 らず、保護者や周囲の大人等に対しても教育を行うことで、国民全体の犯
14 罪被害者等支援に関する意識の底上げに資するものとなる。

15 以上の認識の下、こども等に対し、命や人権の大切さから説き起こした
16 教育や犯罪被害者等に関する理解を深めるための啓発を学校現場等で行
17 う。また、中学生・高校生等を対象とした犯罪被害者等による講演会「命
18 の大切さを学ぶ教室」等を推進する。

19 (2) 国民に向けた広報啓発

20 関係府省庁は、それぞれ、犯罪被害者等施策に関連した特定の広報啓発
21 に関する強化期間を設け、犯罪被害者等に対する理解や支援に資する国
22 民の意識啓発・高揚に努めてきた。このような強化期間は、犯罪被害者等
23 施策に対する国民の意識を高めるためにも重要であることから、これら
24 の強化期間を更に効果的な取組として実施していく。

25 また、国民一人一人が犯罪被害を自らの問題として捉えることができ
26 るようにするため、犯罪被害者等の協力を得て、その切実な声を広く国民
27 に届ける。また、関係府省庁や民間被害者支援団体との相互連携を図りな
28 がら、広報啓発を行う対象、内容等に応じた効果的な手法を見極め、様々
29 な機会・媒体等を通じた多様な取組を行う。

30 とりわけ、標語や作文等の従来の手法も大切にしつつ、昨今のデジタル
31 技術の発展に応じた取組も積極的に行うほか、あえて言葉にせずとも目
32 にするだけで国民が犯罪被害者等支援についての意識を呼び起こすこと
33 ができるよう、シンボルマーク等を効果的に活用する。

34 このほか、犯罪の種類等にも応じ、多角的な観点で広報啓発を行うこと
35 により、当該犯罪被害者等についての理解の増進を図るほか、新たな犯罪
36 被害者等を生まないことにも資するものとする。

(3) インターネット上の誹謗中傷対策等

インターネットには、情報の高度の流通性、拡散性、永続性のほか、投稿やアクセスの容易性といった特性が認められ、インターネット上で犯罪被害者等の名誉権やプライバシー権等の人格権が侵害された場合、その回復は容易ではないことから、国民のインターネットリテラシーを向上させ、責任ある情報発信を促すための教育・広報啓発活動に取り組む。また、犯罪被害者等に関する報道を含め、個人の名誉権やプライバシー権等の人格権と、表現の自由との均衡の在り方については、各界各層で指摘や議論がなされているところ、このような議論が更に充実し、犯罪被害者等の置かれた立場に配慮した表現行為が促されるよう、犯罪被害者等の置かれた状況等に関する広報啓発を進める。

第2 具体的施策

1 学校をはじめとする教育活動の推進に関する施策

(1) 学校における生命のかけがえのなさ等に関する教育の推進

引き続き、学習指導要領に基づき、生命の尊さについて理解し、かけがえのない生命を尊重するための教育の充実に向けて取り組む。【文部科学省】（５－１）

(2) 学校等における犯罪被害者等の人権問題を含めた人権教育の推進

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成 12 年法律第 147 号）に基づき、犯罪被害者等の人権問題も含め、学校教育及び社会教育における人権教育の一層の推進に努める。【文部科学省】（５－２）

(3) 学校における犯罪被害者等に関する理解の促進

警察等の関係機関と連携し、非行防止教室等における犯罪被害者等に関する理解を深める。【文部科学省】（５－３）

(4) こどもへの暴力抑止のための参加型学習への取組

こどもがいじめ・虐待・暴力行為等の被害に遭ったことを認識し、かつその対応について主体的に学ぶことができるようにするため、教育委員会に対し、地域の実情に応じた取組の着実な実施を図る。【文部科学省】（５－４）

(5) 性犯罪・性暴力対策に関する教育の推進等

生命の尊さを学び生命を大切にする教育、自分や相手、一人一人を尊重

1 する教育を一層推進するとともに、性犯罪・性暴力の加害者・被害者・傍
2 観者にならないよう、幼児期からのこどもの発達段階に配慮した「生命
3 (いのち)の安全教育」の充実と全国展開に向けた普及を図る。

4 また、こどもたち自身が性に関して正しく理解し、適切な行動がとれる
5 よう、学習指導要領に基づき、こどもの発達の段階に応じて、学校教育活
6 動全体を通じた着実な指導を実施する。【文部科学省】(5-5)

8 (6) 家庭における生命の教育への支援の推進

9 各地域で実施している、生命の大切さを実感させる意義等を学ぶ保護
10 者向け学習プログラムをはじめとした様々な家庭教育に関する情報を
11 ウェブサイトを通じて提供するなど、地域における家庭教育支援の充実
12 を図る。【文部科学省】(5-6)

14 (7) 地域における児童虐待の未然防止等に資する家庭教育支援の取組の推 15 進

16 地域における児童虐待の未然防止等に資するよう、子育ての悩みや不
17 安を抱えながらも、自ら学びや相談の場等にアクセスすることが困難な
18 家庭等に配慮しつつ、地域の多様な人材を活用した家庭教育支援チーム
19 等による保護者に対する学習機会や情報の提供、相談対応等、地域の実情
20 に応じた家庭教育支援の取組の充実を図る。【文部科学省】(5-7)

22 (8) 教育現場における講演会等の実施

23 教育委員会等の関係機関と連携し、教育現場における講演会「命の大切
24 さを学ぶ教室」や「大切な命を守る」全国中学・高校生作文コンクール」
25 の開催を通じて、犯罪被害者等への配慮・協力への意識の醸成等に努め
26 る。【警察庁、文部科学省】(5-8)

28 (9) 生命・身体・自由等の尊重を自覚させる法教育の普及・啓発

29 学校教育を中心として法教育の普及・啓発を促進し、法や司法によって
30 自らを守り、他者を等しく尊重する理念を体得させることを通じ、他者の
31 生命・身体・自由等を傷つけてはならないことを自覚させることにもつな
32 がるよう、文部科学省、最高裁判所、日本弁護士連合会等の協力を得て、
33 法教育推進協議会を通じた取組を推進する。【法務省】(5-9)

35 2 国民に向けた広報啓発に関する施策

36 (1) 各種強化期間を中心とした多角的な広報啓発

- ア 犯罪被害者等支援に関する国民の理解を増進するため、広報啓発のための集中的な強化期間として設定した「犯罪被害者週間」を月間化して、十分な訴求期間を設けた上、同期間中、政府全体として、創意工夫を凝らした効果的な広報啓発を行うとともに、地方公共団体に対し、地域の実情に応じ、各種支援の取組の定着をも狙った広報啓発活動を実施するよう要請する。【警察庁】（５－１０）
- イ 性犯罪・性暴力、配偶者等への暴力、ストーカー行為、セクシュアルハラスメント等の暴力の予防と根絶に向けて、適切に啓発期間を定め、国民各層へ向けた効果的な広報啓発を一層推進する。【内閣府】（５－１１）
- ウ 「全国交通安全運動」の期間を中心に、交通事故被害者等の理解と協力を得つつ、広報啓発活動が実施されるよう努める。【内閣府】（５－１２）
- エ 「人権週間」（毎年１２月４日から同月１０日まで）を中心に、犯罪被害者及びその家族の人権に対する配慮と保護を求めるため、啓発冊子の配布等の広報・啓発活動を実施する。【法務省】（５－１３）
- オ 体罰によらない子育てや児童虐待の範囲、現状及びその防止に向けた取組を広く国民に周知するため、様々な媒体を活用した広報活動を行うとともに、毎年１１月の「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」に、ポスターの作成、全国フォーラムの開催等の集中的な広報啓発活動を実施する。【こども家庭庁】（５－１４）

(2) 国民の参加を促す広報啓発活動

犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等支援について、国民の関心を喚起し、その理解を深めるため、犯罪被害者等の参加・協力を得て、講演会等の開催により、その声を国民に広く届ける機会を設けるほか、より深く国民に考える機会を提供するため、犯罪被害者等支援に関する標語の募集、犯罪被害者等支援のシンボルマーク等の普及等を行う。【警察庁】（５－１５）

(3) 組織、団体等との連携を含めた効果的な広報啓発

ア 犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等支援について、国民の関心を喚起し、その理解を深めるため、関係府省庁と連携し、学校や民間企業、民間被害者支援団体を含む各種団体等から幅広い協力を得、報道発表、街頭キャンペーン、各種討論会の開催、各種会合での講話、パンフレット「警察による犯罪被害者支援」の作成・配布等を実施する。また、民間相互の連携を促すことにより、一層充実した広報啓発活動を推進する。【警察庁】（５－１６）

イ 医療、福祉、教育、法曹その他の犯罪被害者等と関わり得る各界各層が、犯罪被害者等の二次的被害を含め、その心情に十分に配慮した活動を行うよう、関係府省庁と連携し、その役割にも応じた広報啓発等を行うことにより、社会全体で犯罪被害者等を支える気運の醸成を図る。
【警察庁】（５－１７）

(4) 広報啓発手法や媒体の多様化

犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等支援について、国民の関心を喚起し、その理解を深めるほか、関係府省庁や地方公共団体、民間団体等の施策や取組の周知のため、相互連携・協力の下、ウェブサイト・SNS、広く国民の目にとまる街頭広告等を活用し、広報啓発手法や媒体の多様化に努め、効果的な広報啓発を行う。【警察庁】（５－１８）

(5) SNSを含むインターネット上の誹謗中傷等を防ぐための教育・広報啓発活動の強化

ア 関係府省庁等と連携し、SNSを含むインターネット上の犯罪被害者等に対する誹謗中傷等を防ぐため、啓発講座の開催、インターネットに係るトラブル事例の予防法等をまとめた事例集の作成・公表等を通じ、ICTリテラシー向上に資する啓発活動を強化する。【総務省】（５－１９）

イ 道徳教育を含めた学校の教育活動全体を通じて、情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方や態度を育成する情報モラル教育の指導の充実に努める。【文部科学省】（５－２０）

ウ 関係府省庁等と連携し、インターネットリテラシーを高め、インターネット上の犯罪被害者等に対する誹謗中傷等を含めたインターネット上の人権侵害を防ぐため、被害者にも加害者にもならない「責任ある情報発信」の意識を広く一般に浸透させるよう、啓発冊子の配布のほか、啓発動画の配信等の各種人権啓発活動を実施する。【法務省】（５－２１）

(6) 犯罪被害者等に関する情報の保護

警察による被害者の実名発表・匿名発表については、犯罪被害者等の匿名発表を望む意見を尊重しつつ、報道の自由、国民の知る権利を理由とする実名発表に対する要望を踏まえ、プライバシーの保護、発表することの公益性等の事情を総合的に勘案し、個別具体的な案件ごとに適切な発表内容となるよう配慮する。【警察庁】（５－２２）

1 (7) 少年の犯罪被害の防止等に関する広報の実施

2 スマートフォン等からアクセス可能な媒体等の様々な広報媒体を活用
3 し、少年の犯罪被害の防止等に向けた情報提供に努める。【警察庁】(5 -
4 23)

5
6 (8) 被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する相談体制の充実及び理解
7 の促進

8 関係府省庁において、性犯罪被害者、犯罪被害に遭った児童及び障害者
9 をはじめ、潜在化しやすい被害の発見につながるよう、犯罪被害者等から
10 の相談に適切に対応できる体制の充実を図るとともに、研修やシンポジ
11 ウム等の様々な機会を通じて、被害が潜在化しやすい犯罪被害者等が置
12 かれている状況等を周知し、その理解促進を図り、犯罪被害者等を社会全
13 体で支える気運の一層の醸成に努める。【内閣府、警察庁、こども家庭庁、
14 総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省】(5 -24 (再掲：
15 4 -43))

16
17 (9) 犯罪被害者等の個人情報保護に配慮した地域における犯罪発生状況
18 等の情報提供の実施

19 犯罪被害者等の個人情報保護に十分配慮した上で、ウェブサイト等
20 に性犯罪を含む身近な犯罪の発生状況を掲載するなどして、地域住民に
21 対し、住民自らが積極的に防犯対策を講ずる契機となり得るような情報
22 提供に努める。【警察庁】(5 -25)

23
24 (10) 交通事故被害者等の声を反映した国民の理解の増進

25 ア 交通事故被害者等の手記を取りまとめた冊子・パンフレット等を作
26 成し交通安全講習会で配布することや、交通安全の集い等で交通事故
27 被害者等の講演を実施することを通じ、交通事故被害者等の置かれた
28 立場や苦しみ、交通事故の惨状等に関する国民の理解の増進に努める。
29 【警察庁】(5 -26)

30 イ 運転者等に対する各種講習の中で、交通事故被害者等の切実な声が
31 反映されたビデオ、手記等の活用や交通事故被害者等の講話等を取り
32 入れるなどし、交通事故被害者等の声を反映した講習を実施する。【警
33 察庁】(5 -27)

34
35 (11) 交通事故の実態及びその悲惨さについての理解の増進に資するデータ
36 の公表

1 国民に対し、交通事故の実態やその悲惨さについての理解の増進が十
2 分に図られるよう、事故類型、年齢層別等交通事故に関する様々なデータ
3 を公表し、その実態等について周知する。【警察庁】（５－２８）
4

5 (12) 交通事故統計データの充実

6 交通事故被害者に関する統計データの犯罪被害者白書への掲載の充実
7 を図る。【警察庁】（５－２９）
8

9 (13) 調査研究結果の公表等を通じた犯罪被害者等が置かれた状況について
10 の国民の理解の増進

11 関係府省庁において犯罪被害者等に関する調査研究を実施した場合に
12 は、当該調査研究の結果の公表等を通じ、犯罪被害者等が置かれている状
13 況についての理解を増進するための広報啓発活動に活用する。調査研究
14 結果の公表に当たっては、ポータルサイトに集約するなど、国民がアクセ
15 スしやすい方法による情報発信を行う。【内閣府、警察庁、こども家庭庁、
16 総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省】（５－３０）
17

IV 推進体制

第5次基本計画においても、第1次基本計画から第4次基本計画までと同様、犯罪被害者等のための施策が全体として効果的・効率的に実施されるよう、基本法第7条、第8条第5項において準用する同条第3項及び第4項、第10条並びに第23条の規定に基づく事項並びに基本法第24条第2項に規定する犯罪被害者等施策推進会議の所掌事務に関連する事項について、具体的施策を掲げ、推進体制を整備することとする。

〔基本法に基づく事項等〕

- ① 国の行政機関相互の連携・協力
- ② 国と地方公共団体との連携・協力
- ③ 国とその他様々な関係機関・団体等との連携・協力
- ④ 犯罪被害者等の意見の施策への適切な反映
- ⑤ 施策の策定過程の透明性の確保
- ⑥ 施策の実施状況の検証・評価・監視等
- ⑦ 年次報告等によるフォローアップの実施
- ⑧ 基本計画の見直し

〔今後講じていく施策〕

(1) 国の行政機関相互の連携・協力

「犯罪被害者等のための施策の推進に関する業務の基本方針について」（令和5年9月26日閣議決定）に基づき、基本計画の作成及び推進を所掌する国家公安委員会及びこれを補佐する警察庁において、犯罪被害者等施策の全体を俯瞰しつつ、施策の推進に関する企画及び立案並びに総合調整を行うことで施策を一元的に牽引し、関係府省庁の緊密な連携、協力の下、政府全体で犯罪被害者等施策の推進に関する業務に効果的かつ効率的に取り組む。その際、デジタル社会の実現に向けた政府全体の取組を進める中で、犯罪被害者等施策に係るデジタル化にも配慮する。

(2) 国と地方公共団体との連携・協力

犯罪被害者等施策の実施に当たっては、国、広域自治体として域内の犯罪被害者等施策を総合的に推進する都道府県、住民にとって最も身近な基礎自治体として犯罪被害者等施策を推進する市区町村の相互の連携が重要となる。また、関係者が複数の都道府県や市区町村に所在する場合等、地方公共団体相互の広域連携も重要である。そこで、警察庁において、都道府県及び市区町村との犯罪被害者等施策の推進に係る各種会議を活用するとともに

に、関係府省庁において、都道府県及び市区町村の担当部局の平素の連携のための各種会議等を活用するなどして、国と地方公共団体や地方公共団体相互の連携・協力を確保し、国と地方公共団体との適切な役割分担を踏まえながら犯罪被害者等のための施策を実施する。

(3) 国とその他様々な関係機関・団体等との連携・協力

関係府省庁において、行政機関以外の国の機関、犯罪被害者団体、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体、事業者団体等の様々な関係機関・団体等と連携・協力し、犯罪被害者等のための施策を実施する。

(4) 犯罪被害者等の意見の施策への適切な反映

警察庁において、犯罪被害者団体、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体等から定期的に意見を聴取する機会を設けるとともに、様々な媒体を通じて、広く犯罪被害者等から意見を募集する。

なお、これらの意見については、関係府省庁において、適切に施策に反映させるよう努める。

(5) 施策の策定過程の透明性の確保

警察庁において、犯罪被害者等施策推進会議の議事録等の迅速な公開に努めるとともに、犯罪被害者等施策に関するポータルサイトを、犯罪被害者等のための施策に関する情報提供窓口として適切に運用する。

(6) 施策の実施状況の検証・評価・監視等

犯罪被害者等施策推進会議において、基本計画の推進による効果、犯罪被害者等のための施策の実施状況に関する検証・評価を行い、関係府省庁における効果的かつ適切な施策の実施を推進するとともに、施策の検討・策定・実施状況について、適時適切に監視を行う。また、当該検証等の結果を勘案して必要があると認めるときは、施策の在り方に関し、関係行政機関に意見を述べる。

(7) 年次報告等によるフォローアップの実施

警察庁において、定期的に必要な調査を実施し、犯罪被害者等のための施策の進捗状況を点検するとともに、点検結果に基づき、犯罪被害者等施策推進会議が行う施策の実施状況の監視と連携し、施策の一層の推進を図る。当該点検においては、施策の進捗状況の定量的な把握に努め、これが困難な場合も可能な限り定性的に把握する。また、警察庁において、年次報告等を通じて点検結果を公表する。

(8) 基本計画の見直し

犯罪被害者等施策推進会議において、犯罪被害者等のニーズ、犯罪被害者等を取り巻く環境の変化、犯罪被害者等のための施策の進捗状況等を踏まえ、必要に応じ、基本計画の見直しを行う。

- 1 また、引き続き、広く国民の理解を得て犯罪被害者等施策を推進するため、
- 2 施策の全体像や体系的構造を明確にするとともに、国民に分かりやすい表
- 3 現を用いることに留意する。
- 4